

独立行政法人農畜産業振興機構の業務実績評価シート

(中期目標・中期計画の各項目ごとの評価)

(大項目、中項目、小項目(複数の指標として設定されたものを含む))

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	事業報告	評価
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p>					
<p>第2 業務の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「事業費の削減・効率化」、「業務運営の効率化による経費の抑制」、「業務執行の改善」、「業務運営能力の向上」、「機能的で柔軟な組織体制の整備」、「補助事業の効率化等」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。</p> <p>2. 3段階評価結果</p>	

・中項目の総数:6
うち
評価Aの中項目数:6×2点=12点
評価Bの中項目数:0×1点=0点
評価Cの中項目数:0×0点=0点
合計 12点 (12 / 12 = 100%)
・評価結果:A

3. 留意事項等

「事業費の削減・効率化」及び「業務運営の効率化による経費の抑制」については、中期目標・中期計画の目標に照らし、事業費、一般管理費ともに十分な削減に向け努力している。

「業務運営の効率化による経費の抑制」については、「ペーパーレス化推進方針」の策定や砂糖・生糸関係業務の電子化の決定等、事務の電子化に努力している。

「業務執行の改善」については、15年度計画の推進にあたり、年度計画の工程表を作成し、計画の達成に向けての取組事項等業務プロセスを重視して業務を遂行するよう、積極的に取り組んでいる。

また、理事長は工程表の作成や進捗状況の点検等の際、自らが役職員から業務の実施状況等を直接聴取する一方、業務の方針等を直接指示したほか、幹部会を毎週主催して意見交換を行う等、トップの考え方の役職員への伝達と役職員からのフィードバックの把握を行うよう、積極的に取り組んでいる。

「業務運営能力等の向上」については、業務運営能力開発向上基本計画を策定し、体験・実地研修等工夫を凝らした研修の積極的な実施や自主的研修の強化に取り組むとともに、行動憲章を策定し、改革フォーラムを積極的に開催する等、職員の能力向上や役職員の意識改革について努力している。

				<p>「国民の信頼の確保等」については、農畜産物の価格安定業務や農畜産業振興のための補助事業などを実施しているが、これらの各事業には、生産者・製造業者や消費者に発生することが予想されるリスク(危険)への予防措置、発生したときの回復措置等が組み込まれていると考えられる。従って、発生が予想されるリスクとその回復措置の体系化等を試み、可能な限りリスクへの万全の対応策を講ずることを検討することが重要である。</p> <p>「補助事業の効率化等」については、事業評価手法の導入は補助事業の効率的・効果的な実施に極めて重要であるが、15年度において、畜産ハード事業の事後評価手法を検討・試行したほか、畜産、砂糖、蚕糸のソフト事業へのコスト分析手法の導入を決定するなど、事業評価手法の導入に努力している。</p>
<p>1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けること</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けること</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 事業費については、抑制目標(中期目標期間中に、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制)を達成するため、補助事業の効率化等を行う。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業費の削減・効率化 (事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比) 削減目標は、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)事業費に対して、 {平成15年度～18年度までの指標} 平成15年度 = $10\% \times 0.5 / 4.5$ 平成16年度 = $10\% \times 1.5 / 4.5$ 平成17年度 = $10\% \times 2.5 / 4.5$ 平成18年度 = $10\% \times 3.5 / 4.5$ a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった {平成19年度の指標}</p>	<p>指標の総数:1 A 評価aの指標数: $1 \times 2\text{点} = 2\text{点}$ 評価bの指標数: $0 \times 1\text{点} = 0\text{点}$ 評価cの指標数: $0 \times 0\text{点} = 0\text{点}$ 合計 2点 ($2 / 2 = 100\%$)</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度(通期)の事業費(BSE関連の補助事業を除く。)については、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の81%に抑制した。 a</p>

<p>について配慮9 る。</p>	<p>について配慮9 る。</p>	<p>について配慮9 る。</p>	<p>平成19年度 = $10\% \times 4.5 / 4.5$ (平成19年度の指標は、削減数値が 確実に達成されたか否かを判断する ため、達成度合いは、aが100%以 上、bが70%以上100%未満、cが 70%未満とする。)</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、 BSE関連の補助事業及び経済情 勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境 の変化等を踏まえた政策的要請又 は緊急的事態が生じた若しくは生じ る恐れがあった場合に対応した事業 を除く。</p>		
<p>2 業務運営の効 率化による経費 の抑制について は、一般管理費 (退職手当を除 く。)について、 汎用品の活用 等による調達コ ストの節減等に 努め、中期目標 の期間中に、平 成14年度比で 13%抑制す る。</p>	<p>2 業務運営の効 率化による経費 の抑制 業務運営の効 率化による経費 の抑制について は、一般管理費 (退職手当を除 く。)について、 予算の執行管 理体制の整備、 役職員のコスト 意識の徹底、本 部事務所の統 合、汎用品の活 用等による調達 コストの節減、 定期的な日常 業務の点検及 び業務体系の 見直し、電子化 の一層の推進 による事務処理 の合理化、業務 の適切な進行 管理等により業</p>	<p>2 業務運営の効率化による経費の抑制 一般管理費(退職手当を除く。)に ついて業務運営の効率化による経 費の抑制目標(中期目標期間中に 平成14年度比で13%抑制)を達成 するため、中期計画で示した縮減方 策の具体化等を内容とする効率化 推進方針を取りまとめの上、同方針 に基づき、業務運営の効率化に努 め、平成14年度比で6%抑制する。</p>	<p>2 業務運営の効率化による経費の 抑制 (縮減方策の具体化等を取りま とめた効率化推進方針の内容 と、同方針を実施した結果との対 比)</p> <p>(1) 経費の抑制 (当該年度に計画した具体的な削 減額と実績との対比) a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未 満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(2) 定期的な日常業務の点検及び業務 体系の見直し a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>指標の総数:4 評価aの指標数:4×2点=8点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 8点 (8/8=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度(下半期)の一般管理費 (退職手当を除く。)については、本部事 務所の統合、役員数の削減、人件費の 抑制等により、平成14年度比で16%抑 制した。 業務運営の効率化による経費の削減 を図るため、「効率化推進方針」(平成15 年11月4日付け15農畜機第675号)を策 定するとともに、15年度目標の達成に向 けて、経費の支出状況を定期的に確認 した。 決裁期間の確認等日常業務を点検す るとともに、意思決定の迅速化を図るた め、理事への委任事項に係る総務・経 理担当総括理事への合議の廃止等を 含む決裁規程の見直し(平成16年3月25</p>	<p>A</p> <p>a</p> <p>a</p>

	<p>官理守により業務の効率化に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。</p>		<p>(3) 電子化による事務処理の合理化 a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>(4) 業務の適切な進行管理 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>日付け15農畜機第2866号)を行った。</p> <p>業務の電子化を進めるため、「機構業務の電子化に関するプロジェクトチーム」(電子化PT)を設置(平成15年11月25日)して、5回開催し、当面の課題の整理や電子化への取り組みについて具体的に検討した。</p> <p>これにより、()イントラネットを活用した「ペーパーレス化推進方針」の策定(平成16年3月24日付け15農畜機第2848号)のほか、()セキュリティ確保のための「コンピュータ・ウィルスの対応マニュアル」の策定(平成16年1月7日付け15農畜機第1572号)、()売買申込者等の利便性向上のための砂糖・生糸売買業務等に関する電子化の検討・決定(平成16年4月から実施)などを行った。</p> <p>経費の支出状況については、各部へフィードバックし、業務の進行管理を行った。また、業務運営の効率化のため、年度計画を達成するための具体的なスケジュールについて業務部門ごとに整理し、毎月更新した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>3 業務執行の改善 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する等業務執行の改善を図る。</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよ</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 業務全体の点検・評価 機構業務の点検・評価を行うため、機構発足後速やかに、内部評価部門の整備、外部専門家・有識者等から成る第三者機関の設置を行う。</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 業務全体の点検・評価 内部評価部門の整備、第三者機関の設置[15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>指標の総数:9 評価aの指標数:9×2点=18点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 18点 (18/18=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 機構業務の点検・評価を行うため、内部評価部門として、機構発足と同時に企画調整部企画評価課を設置した。また、業務実績の自己評価結果について第三</p>	<p>A</p> <p>a</p>

う、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。

各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。また、年度計画終了後の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による業務の点検・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。

四半期ごとの点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理

- a: 実施した
- c: 実施しなかった

第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の自己評価

- a: 実施した
- c: 実施しなかった

第三者機関による業務の点検・評価の実施[16年度以降の指標]

- a: 実施した
- c: 実施しなかった

第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務

者の意見を聴くため、外部の専門家・有識者等から成る農畜産業振興機構評価委員会を設置した(農畜産業振興機構評価委員会設置要領:平成15年10月28日付け15農畜機第558号)。今後の評価に向けて、機構の中期計画、年度計画等を議題として、11月4日に第1回委員会を開催した。

年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)」を策定し、業務を計画的・効率的に実施した。また、これを基に、工程表の内容と実績を比較する「進捗状況点検・評価シート」を作成し、理事長とアリングにより、業務の進捗状況の点検・分析を行い、進行管理を行った。

(特記事項)

工程表の作成や進捗状況の点検等においては、理事長自らが、役職員から業務の実施状況等を直接聴取し、業務の方針等を直接指示した。

第3四半期の点検・分析の実施に合わせて、自己評価を行った。第3四半期の自己評価の実施結果については、幹部会で報告し、情報の共有化を図るとともに、第4四半期における業務運営方針等の確認を行った。

a

a

			<p>運営への反映 [16年度以降の指標]</p> <p>a: 反映した又は必要がなかった</p> <p>c: 必要はあったが反映しなかった</p>		
	<p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価 補助事業に関する業務執行規程等を整備する。</p> <p>外部専門家等から成る第三者機関を設置する。</p> <p>15年度事業について、事業年度終了後速やかに自己評価及び第三者機関による審査・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価 業務執行規程の整備 [15年度のみ]</p> <p>a: 整備した</p> <p>c: 整備しなかった</p> <p>第三者機関の設置 [15年度のみ]</p> <p>a: 設置した</p> <p>c: 設置しなかった</p> <p>進行管理の的確な実施</p> <p>a: 実施した</p> <p>c: 実施しなかった</p> <p>事業の達成状況等の自己評価 [16年度以降の指標]</p>	<p>[事業報告書の記述]</p> <p>補助事業の適正執行を図るため、新たに「補助事業に関する業務執行規程」を策定した(平成15年12月18日付け15農畜機第1219号)。その際、野菜農業振興事業も含めて策定し、機構全体の補助事業の一層の効率的かつ透明性の高い執行を図ることとした。</p> <p>また、機構の発足に伴い、野菜農業振興事業等についても補助金適正化法の適用を受けることとなったため、補助実施要綱の見直しを行った。</p> <p>補助事業の達成状況等の自己評価結果等について第三者の意見を聴くため、補助事業に関する第三者委員会を設置した(補助事業に関する第三者委員会設置要領:平成16年2月18日付け15農畜機第2037号)。また、補助事業の実施手続き及び評価基準等を議題として、3月26日に第1回委員会を開催した。</p> <p>業務執行規程を補助事業担当者に配布し、周知徹底させるとともに、補助事業関係部は進行管理表を作成し、進行管理を行った。また、企画調整部は、四半期ごとの進捗状況の点検・評価に係るヒアリングの際に、補助事業実施部署に進行管理の実施状況を確認した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

			<p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>第三者機関による事業の審査・評価 [16年度以降の指標]</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>必要に応じた業務の見直し [16年度以降の指標]</p> <p>a: 実施した又は必要がなかった c: 必要はあったが、実施しなかった</p>		
	<p>(3) 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。</p>	<p>(3) 内部監査体制の充実・強化 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化する。</p> <p>平成15年度末までに、業務ごとの監査の方法、手順等を内容とする内部監査マニュアルを作成するとともに、内部監査マニュアルに基づき業務運営状況について内部監査を実施する。</p>	<p>(3) 内部監査体制の充実・強化 業務運営を監査する体制の充実・強化、内部監査マニュアルの作成[15年度のみ]</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施 分母を内部監査年度計画(15年度は内部監査実施計画)における対象業務の数とし、分子を内部監査を実施した業務の数とする。</p> <p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>[事業報告書の記述]</p> <p>業務運営を横断的に監査・監視するため、内部監査部門として、機構の発足と同時に業務監査室を設置した。 また、内部監査の実施のため、内部監査規程(平成15年10月1日付け15農畜機第554号)、内部監査規程実施要領(平成15年12月19日付け15農畜機第1389号)を制定の上、内部監査マニュアル(平成16年1月22日付け15農畜機第1814号)を制定した。</p> <p>1月に3業務を対象とした内部監査実施計画を策定した。 内部監査実施計画における、次の() ~ ()の業務について、1月19日から3月25日までの間、内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、その結果について、内部監査報告書を理事長へ提出した。 ()総務課所掌業務のうち情報公開に関する業務 ()指定乳製品等の売渡し、交換及び保</p>	<p>a</p> <p>a</p>

				管並びに輸入業務(買入れ及び売戻しを除く))生糸の輸入、保管及び売渡し業務 (買入れ及び売戻しを除く)			
	(4) 組織の統合に伴う会計事務処理の統一化を図るため、新たな会計システムの整備を行う。	(4) 組織の統合に伴う会計事務処理の統一化を図るため、各勘定の特性を踏まえつつ、新たな会計システムの整備のための検討を行い、課題を整理する。	(4) 新たな会計システムの検討又は整備 a: 実施した c: 実施しなかった	【事業報告書の記述】 現行会計システムの問題点、会計システム整備の方向性、整備に当たった課題の整理等について、5回にわたり検討を行った結果、以下の考え方により整備を進めることとした。)経費等の面を勘案し、現行システムを基に修正する。)企業会計に対応しつつ、予算執行状況の管理の合理化を図る。(本部による地方事務所分の随時集計の可能性を含む。))可能な限り他の業務システムとの連携を図る。)入出金の管理、残高の管理等の合	a		
4	業務運営能力等の向上	4	業務運営能力等の向上	4	業務運営能力等の向上	指標の総数:12 評価aの指標数:12×2点=24点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 24点 (24/24=100%)	A
(1)	職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を定期的実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導	(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、以下の内容を柱とした中期目標期間中の業務運営能力向上プログラムを策定するとともに、同プログラムに即して定期的かつ計画的に研修等を実施する。	(1) 職員の事務処理能力の向上を図る 業務運営能力向上プログラムの策定[15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった	【事業報告書の記述】 職員の事務処理能力の向上を図るため、中期目標期間を対象期間とした業務運営能力開発向上基本計画及び研修プログラムメニューを制定(平成16年1月20日付け15農畜機第1799号)した。また、自主的研修の対象範囲を通信教育	a		

入を図る。	の向上に資する幅広い知識の導入を図る。	生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るため、食肉の専門家による研修、肉牛農家における肉牛の生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図る研修を行う。	生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった	にまで広げる等の見直しを実施した。	生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図るため、)食肉研修(11月20～21日、5名、全国食肉学校))農家現地研修(2月16日～19日、5名、沖縄県) を各1回、合計2回実施した。	a
	流通・小売段階での研修及び広報・情報提供技術の研修を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。	流通・小売段階での研修のための準備を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を行う。	流通・小売段階での研修のための準備[15年度のみ] a: 準備した c: 準備しなかった	日本フードサービス協会(JF)との打ち合わせの結果、JF及び同協会指定の複数企業において、16年度中にバックヤードや店頭における現場研修等を行うことを確認した。	a	
			流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった	消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するため、広報研修(12月24日、38名NTTコミュニケーションズ(株))及びプレゼンテーション研修(1月28日、2月12日の2日間、延べ43名、オフィス・パーソン・トゥ・パーソン)を各1回、合計2回実施した。	a	
	オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、	オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うための準備を行うとともに、自己研鑽をしやす	オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修(15年度は「4回」に対して、16年度	オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うため、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの意義、重要性を認識	a	

<p>高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>い環境を整備する。</p>	<p>以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上100%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>するための研修、専門知識、高度事務処理技術等の組織内での伝達・実習及び専門知識修得のため、以下のとおり、各1回、合計9回の研修を実施した。</p> <p>)OJT研修(11月13日、60名、産業能率大学)</p> <p>)行政実務研修(平成15年度4月～3月、2名、農水省)</p> <p>)野菜業務に関する研修(11月13日、60名)</p> <p>)野菜と健康の関係に関する研修(11月15日、43名)</p> <p>)日本経済に関する研修(12月17日、50名)</p> <p>)統計研修(2月3日～6日、1名)</p> <p>)中央畜産技術研修(10月20日～24日、1名、農水省)</p> <p>)ベジタブルマイスター養成研修(9月22日～11月15日、1名)</p> <p>)心理相談専門研修(10月15日～17日、1名)</p>	<p>a</p>
<p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るた</p>	<p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を行う。</p>	<p>自己研鑽をしやすい環境の整備</p> <p>a: 整備した</p> <p>c: 整備しなかった</p> <p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修(15年度は「2回」に対して、16年度</p>	<p>自己研鑽をしやすい環境を整備するため、希望調書(12月15日配布、1月13日回収)によりニーズを把握するとともに、「独立行政法人農畜産業振興機構研修要領」及び「自主的研修費用の補助の取扱いについて」(平成15年10月1日付15農畜機第625号)を制定し、部長会議において自主的研修を周知徹底した。また、自主的研修の対象範囲を通信教育にまで広げ、新たに4名が受講した。さらに、自主的研修を受けやすい環境を整備するため、ノー残業デーを従前の水曜日に加え、金曜日を増設し</p> <p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るため、以下のとおり、各1回、合計6回の研修を実施(外部の研修への参</p>	<p>a</p>

	<p>めの研修を行う。</p>		<p>以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>加)した。)会計研修(10月7日～11月21日、1名))協同組合検査職員実務研修(10月21日～22日、10月27日～30日、1名))消費税中央セミナー(11月20日、4名))実践簿記会計講座(12月4日、2名))第22回各政府関係機関等内部監査業務講習会(10月6日～10日、1名) 【事業報告書の記述]</p>		
(2) 国民の信頼確保のため、役職員の倫理、規範意識の啓発を図る。	(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。	(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。	(2) 国民の信頼の確保等	<p>行動憲章の策定[15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった</p> <p>行動憲章の役職員への浸透のための規範意識研修会の適宜実施 a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催(年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%以上であった</p>	<p>国民の信頼の確保等を図るため、役職員が遵守すべき行動の基準等についてポイントを整理した行動憲章を策定した(平成15年11月4日付け15農畜機第660号)。</p> <p>規範意識研修会を11月13日に開催し、役職員に対して行動憲章及び倫理・規範意識の浸透を図った(出席者60名)。</p> <p>業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、「WTO及びFTA交渉の現状と今後について」、「独立行政法人会計基準の検討</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

	<p>ラム)を計画的に開催する。</p> <p>トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図る。</p>	<p>フォーラム)を15年度中に2回以上開催する。</p> <p>トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、役員・職員間、部門間の意思疎通を推進するとともに、職員から業務改善策の提案を募る。</p>	<p>b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p> <p>トップの意識改革と役職員間の意思疎通の推進</p> <p>ア トップの意識改革、役員・職員間、部門間の意思疎通の推進 a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>イ 職員からの業務改善策の提案の募集 a: 募った c: 募らなかった</p>	<p>経緯と監査機能の充実について」及び「危機管理 - これまでの経験を踏まえて - 」をテーマとして、改革フォーラムを3回開催した。</p> <p>トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、理事長と職員代表との懇談会、部門ごとの各役員と職員との意思疎通を図るためのミーティング、幹部会、幹部会懇談会、部長会議等を開催するとともに、職員から提案を募った。</p> <p>職員からの提案に基づき、例えば次の改善措置を実施した。) 幹部会の時間の短縮による事務能率の向上 説明者を役員にすることによる時間の短縮) 個人使用パソコン関連機器の早期更新等による事務能率の向上 リース契約による更新</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等により、機能的で効率的な組織体制の整備</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。 (1) 本部事務所の統合、総務・経</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。 (1) 本部事務所を統合するとともに、総務・経理の共通管理部門の統合を進</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 (1) 本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合 [15年度のみ]</p>	<p>指標の総数:7 評価aの指標数:7×2点=14点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 14点 (14/14=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 旧農畜産業振興事業団と旧野菜供給安定基金の事務所、総務・経理の共通</p>	<p>A</p> <p>a</p>

能的で効率的な組織体制を整備する。	理の共通管理部門の統合等を進める。	める一方、企画調整及び内部監査体制の充実・強化を図るなど統合効果の確保を図る。	a: 実施した c: 実施しなかった	管理部門の統合を行った。	
		(2) 総務・経理部門及び企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担を明確にし、効率的な業務運営を行う。	(2) 総務・経理部門及び企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担の明確化 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった	総務・経理の共通管理部門の統合に伴い、組織規程を整備し、企画調整部門と業務実施部門との責任と役割分担を明確にし、効率的な業務運営を行った。	a
	(2) スタッフ制の拡充、職員の部門間の交流の促進、業務の質や量に対応した組織体制、人員配置の見直しを進める。	(3) 各部に配置した調査役等スタッフ職を業務量に応じ機動的に配置する。	(3) スタッフ制の拡充、PTの設置等 a: 実施した c: 実施しなかった	機動的で柔軟な組織体制を整備するため、機構設立時に新たにスタッフ職として総括調整役を配置した。 また、3月26日に清水出張所を廃止したほか、勤務状況管理簿に基づき、各部門の勤務時間、出張状況を把握し、経理部のスタッフ職の追加配置について検討した。 さらに、業務の効率化や質の向上、消費者の関心の高い情報提供等を的確に行うための種々の会合等を、積極かつ効率的に全機構的観点で進めるために、テーマに応じてPT(プロジェクト・チーム)を6チーム(業務の電子化PT、フォーラムPT等)設置した。	a
		(4) 機動的で柔軟な組織体制を整備するため、職員の部門間の交流を図るとともに、緊急事態が発生した場合は、機動的に人員配置を見直す。	(4) 職員の部門間の交流の実施 a: 実施した c: 実施しなかった	機動的な人事運営を円滑に推進するため、機構設立時に5人の勘定間異動を実施した。	a
			(5) 緊急事態に対応した指針の準備 [15年度のみ] a: 準備した c: 準備しなかった	機構設立後速やかに、緊急事態に対する役職員の迅速な対応についての指針として、緊急事態対応指針(平成15年10月6日付け15農畜機178号)を策定した。	a

6	補助事業の効率化等 畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、既に費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築し、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入するほか、明確な	6	補助事業の効率化等 (1) 畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、事業採択に当たり費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末	6	補助事業の効率化等 (1) 「事業効果評価分析開発に関する調査検討会」を設置し、費用対効果の評価手法が開発されている食肉流通合理化対策事業等の事業については、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築するため、国の検討方向を踏まえつつ、平成12年度に採択した事業の一部について事後評価を試行的に行い、その結果を踏まえつつ、評価結果の反映の仕組みを検討する。	(6) 緊急事態が発生した場合等の機動的な組織体制の整備、人員配置の見直し a: 実施した又は実施する必要がなかった c: 必要はあったが、実施しなかった	コンピュータ・ウィルス対策として、コンピュータ・ウィルス駆除チームを編成した。 また、高病原性鳥インフルエンザの発生という緊急事態に対応するため、関係諸機関との連携を強化し、必要に応じて支援する等の防疫体制の一層の強化に資する観点から、関係各部から成る「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置した。	a	
						(7) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するための幹部会等の定期的な開催 a: 実施した c: 実施しなかった	効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するため、幹部会等を定期的(毎週)に開催するとともに、業務運営に当たっての留意事項について、文書により趣旨の徹底を図った。	a	
-----						6	補助事業の効率化等	指標の総数:12 評価aの指標数:12×2点=24点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 24点 (24/24=100%)	A
-----						(1)	費用対効果の評価手法の導入	【事業報告書の記述】 費用対効果の評価手法が開発されている事業について、事後評価結果を事業に反映させる仕組みの検討又は構築[16年度までの指標]	a
-----						a: 実施した c: 実施しなかった	費用対効果の評価手法が開発されている事業において、事後評価結果を事業に反映させる仕組みを構築するため、国で導入した事後評価手法をもとに、当機構で実施した試行結果や現地調査の結果等を踏まえ、「事業効果評価分析手法開発に関する調査検討委員会」を3回開催し、一部の事業について事後評価の試行を行いつつ、事後評価手法(事後評価と評価結果の要因分析)を検討	a	

<p>審査基準に基づき事業を実施し、補助先を公表する等効率的かつ透明性の高い事業実施を図る。</p>	<p>までに構築するとともに、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法の開発を行い、順次導入する。</p>	<p>(2) 「事業効果評価分析開発に関する調査検討会」を設置し、評価手法が開発されていない事業については、事業の効果を適切に評価できる手法の開発に向け、事業の種類の整理、開発対象事業等の検討、開発計画の策定等を行う。</p>	<p>費用対効果の評価手法が開発されていない事業において、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入 (15年度は開発計画の策定)</p>	<p>した。</p> <p>費用対効果の評価手法が開発されていない事業について、事業の効果を適切に評価できる手法の開発又は導入を行うため、「事業効果評価分析開発に関する調査検討委員会」における検討を経て、評価手法の開発されていない事業(畜産振興事業のうちソフト事業等、砂糖・蚕糸振興事業)の類型化と、開発対象事業の検討を行い、「その他の事業の評価手法の開発の方向性(開発計画)」を策定した。</p> <p>さらに、砂糖生産振興事業のうち、てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業等については、新たな費用対効果分析手法を開発した。</p> <p>なお、16年度より畜産関係ソフト事業全てにコスト分析手法を導入することを決定した。</p> <p>また、17年度から砂糖・蚕糸関係ソフト事業全てにコスト分析手法を導入することを決定した。</p>	<p>a</p>
<p>(2) 平成15年度末までに、明確な審査基準に基づく事業の実施、事業実施主体に対する指導の徹底、補助先の公表等事業の透明性の確保、事業の進行管理の徹底等を内容とする業務執行規程を策定する。</p>	<p>(3) 平成15年度末までに、畜産、砂糖及び蚕糸に係る補助事業について、明確な審査基準に基づく事業の実施、事業実施主体に対する指導の徹底、補助先の公表等事業の透明性の確保、事業の進行管理の徹底等を内容とする業務執行規程を策定する。</p>	<p>(2) 補助事業の実施等に係る業務執行規程の策定 [15年度のみ]</p>	<p>a: 策定した c: 策定しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正執行を図るため、新たに「補助事業に関する業務執行規程」を策定した(平成15年12月18日付け15農畜機第1219号)。その際、野菜農業振興事業も含めて策定し、機構全体の補助事業の一層の効率的かつ透明性の高い執行を図ることとした。</p> <p>また、機構の発足に伴い、野菜農業振興事業等についても補助金適正化法の適用を受けることとなったため、補助実施要綱の見直しを行った。</p>	<p>a</p>

<p>(3) 業務執行規程等に基づき以下の措置を講じる。</p> <p>明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保するため、事業の進行管理システムを構築する。</p> <p>事業の透明性の確保を図るため、毎年度、</p>	<p>(4) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>事業の進行状況を的確に把握するため、15年度末までに事業の進行管理システムを構築する。</p> <p>事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請</p>	<p>(3) 業務執行規程等に基づく措置</p> <p>業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査</p> <p>a: 審査した c: 審査しなかった</p> <p>事業説明会、巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>事業の進行管理システムの構築 (16年度以降はシステムに基づいた進行管理の実施)</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>ホームページ等での事業内容等の公表、事業採択後補助先の公表、各事業の終了時期を補助事業実施要</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程の施行に合わせ、審査基準チェックシートを作成し、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した。また、同チェックシートを採択に係る起案文書に添付することで、確認体制を強化した。</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底した。新規21事業(拡充を含む)に対し、説明会等を31回実施した。また、事業説明会に加え、要望があった企業に対して説明会を適宜行った。この他、継続事業についても全国会議や巡回指導等を実施した。 (内訳)畜産 - 17事業について26回 砂糖 - 4事業について5回</p> <p>事業の進行状況を的確に把握するため、業務執行規程の施行に合わせて進行管理システムを構築し、以後、当該システムにより管理した。</p> <p>事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
---	---	--	---	-------------------------------------

ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。

事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を毎事業年度90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除外する。

窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。

事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除外する。

網等に明記し公表

- a: 実施した
- c: 実施しなかった

事務処理手続の迅速化

分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。

進行管理システムによる管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は、総受理件数255件に対し、10業務日以内に行った件数は249件(98%)で、「90%以上」であった。

(内訳) 畜産 - 242件に対し236件
砂糖 - 12件に対し12件
蚕糸 - 1件に対し1件

a

	<p>ら味い。</p> <p>施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議を行う。</p> <p>イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p> <p>ウ 設置する施設等(事業費5千万円未満のもの</p>	<p>(5) 施設整備事業については、以下の措置を講じる。</p> <p>事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議(書面によるものを含む。)を行う。</p> <p>評価分析手法が開発されている事業については、効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p> <p>食肉流通合理化総合対策事業等で設置する施設等(事業費5千万円未満のものは除く。)については、必</p>	<p>施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 a: 効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択した c: 要件を満たしているもの以外を採択した</p> <p>ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施</p>	<p>事業の適正かつ効率的な実施を確保するため、施設整備に係る事業については、事業実施計画の承認件数94件に対し、事前に協議を行った承認件数は94件で、すべての案件について事前協議を行った。</p> <p>(内訳) 畜産 - 94件中94件 砂糖、蚕糸 該当なし</p> <p>このほか、せき柱規制への対応に係る施設整備案件については、16年度実施予定事業の事前協議を実施した。</p> <p>事業の効率的な実施を図るため、評価分析手法が開発されている事業については、効用が費用を上回ることが見込まれるもののみを採択した。採択状況は以下のとおり。 ・新規就農円滑化モデル事業 17件 ・乳業再編事業 4件 ・家畜市場機能高度化事業 1件 ・食肉流通合理化事業 11件 ・畜産環境リース事業 3件</p> <p>事業を適正に実施するため、必要な案件(計画採択後に重要な変更を予定していた3案件、工事の進捗が遅れる可能</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
--	---	--	--	---	----------------------------

	<p>は除く。)については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>a: 実施した又は実施する必要がなかった c: 必要はあったが、実施しなかった</p>	<p>性のあった2案件)について事前に現地調査を実施した。 この結果、計画の変更を予定していた3案件については、変更理由に妥当性が確認されたことから計画の変更手続きを行った。また、工事の進捗の遅れる可能性のあった2案件についても、鳥インフルエンザの発生や牛のせき柱問題に絡み、必要性が認められたので、予算繰越の手続きを行った。</p>	
第3 国民に対して提供するサービス	第2 国民に対して提供するサービス	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する	<p>事業を適正に実施し、その効果を上げるため、食肉流通合理化総合対策事業ほか3事業に係る該当施設(40施設)全てについて、利用状況の調査を実施した。 なお、食肉流通合理化総合対策事業採択分のうち利用状況の相対的に低い1施設について、現地調査を行った。</p>	a
	<p>工 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査の上、低利用の場合には改善を行う。</p>	<p>費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。</p>	<p>工 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 a: 利用状況の調査を行い、現地調査を行った又は現地調査の必要がなかった b: 利用状況の調査を行い、現地調査の必要があったが、現地調査を行わなかった c: 利用状況の調査を行わなかった</p> <p>オ 設置後3年を経過した年に行う事後評価 効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。[17年度以降の指標] a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>1. 大項目の評価結果</p>	

その他の業務の質の向上に関する事項

その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

を達成するためとるべき措置

る目標を達成するためとるべき措置

順調に行われている。(A)

(当該評価に至った理由)

3段階評価については、機構の自己評価を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「畜産関係業務」、「野菜関係業務」、「砂糖関係業務」、「蚕糸関係業務」、「情報収集提供業務」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。

2. 3段階評価結果

・中項目の総数:5

うち

評価Aの中項目数:5×2点=10

点

評価Bの中項目数:0×1点=0点

評価Cの中項目数:0×0点=0点

合計 10点 (10/10=100%)

3. 留意事項等

価格調整、輸入調整等の業務については、事務処理体制の整備により、申請から執行までの業務日数を中期計画で示された目標に沿って削減したほか、野菜については15年度に前倒して実施するなど、業務の迅速化に努力している。

補助業務については、()国の補助事業を補完的に行うもの、()農畜産業を巡る諸情勢の変化に対応して緊急に行うものとして、機動的・弾力的に実施することとされている。機構は、事業計画通りに事業が達成されるようにするため、適時に事業主体からの進捗状況を聴取し、必要に応じて現地指導を行うなど、業務遂行のプロセスを重視した取組を行うよう努力している。

「畜産関係業務」については、我が国における鳥インフルエンザや米国におけるBSEの発生という不測の事態の発生が畜産農家や外食産業等に及ぼす影響を抑えるため、独法化の趣旨を踏まえ、要綱の制定・改正等の作業を極めて短期間のうちに終え、事業の早期執行に努力している。

特に、山口県で鳥インフルエンザが発生した際、機構担当者が直ちに出向いて、地元と補助要件の調整を行いつつ事業要綱の制定を行い、事業を早期に執行するなど、機構としての役割を適切に果している。

「情報収集提供業務」については、日頃からの米国等の外国政府、内外の民間事業者・団体等との情報収集提供業務に係るネットワーク体制を機構移行後強化したこと等から、海外駐在員事務所(ワシントン)において、米国におけるBSE発生をいち早くキャッチし、農林水産省に通報し、今後の対応策を協議するなど、畜産専門機関としての役割を適切に果している。

また、近年、国民の食の安全・安心への関心が高まる中で発生した米国のBSEや鳥インフルエンザに関連して、東南アジア等13ヶ国を対象に鳥インフルエンザ情報を集中的に収集・提供するとともに、対応策を協議した。また、主要な輸入牛肉の卸売価格を毎週調査・公表しており、国民各層の関心を十分踏まえた業務を迅速かつ適切に行っている。

さらに、機構における重要な業務の一つである消費者等への情報提供に関連して、新たに、食に関するフォーラム等を立ち上げたほか、人員を補充することなく、既存の「畜産」、「砂糖」、「シルク」の情報誌(月報等)に加え、これまで季報であった「野菜」の情報誌を月報として創刊することにより、4誌の刊行を行うなど、創意工夫を活かし、情報提供業務に意欲的に取り組んでいる。

<p>1 畜産関係業務 畜産については、乳用牛、肉用牛及び豚の飼養戸数及び飼養頭数の減少等の課題に対応し、国の政策目標である「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減等による畜産物の生産の増大等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助業務等を以下のとおり実施する。</p>	<p>1 畜産関係業務</p>	<p>1 畜産関係業務</p>	<p>1 畜産関係業務</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数: 44 評価aの指標数: 44 × 2点 = 88点 評価bの指標数: 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数: 0 × 0点 = 0点 合計 88点 (88 / 88 = 100%)</p> </div> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>(1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実</p>	<p>(1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握すること等により、買入れ・売渡しを決定した場合</p>	<p>(1) 指定食肉の売買 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施するために、指定食肉の需給動向を毎月(価格動向については毎日)把握するとともに、過去の事例を参考にして、業務の手順を点検する。</p>	<p>(1) 指定食肉の売買 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 指定食肉の買入れには至らなかった。価格動向は、豚肉については、平成15年夏以降低迷していたが、秋以降、と畜頭数が前年並みとなり、年末需要とも関係し、価格を戻した。牛肉については、年度を通じて強含みで推移した。</p> <p style="text-align: center;">-</p>

<p>施する。</p>	<p>は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。</p>		<p>b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>		
<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管を開始する。</p> <p>(参考)平成4年度実績:16業務日</p>	<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的把握すること等により、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始する。</p>	<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始するために、畜産物の需給動向を毎月(指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日)把握するとともに過去の事例を参考にして、業務の手順を点検する。</p>	<p>(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>14業務日以内の調整保管の開始分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管を開始した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>畜産物の需給動向の把握、業務の手順の点検(業務手順の点検は15年度のみ) a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>指定食肉の価格安定を図るため、需給動向を各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」等により定期的に把握するとともに、買入れ・売渡を決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施するため、過去の手順を点検・整理(過去の実施手順の作成等)し、現時点で対応できる準備(要領の見直し、買入予定場所の名簿の整理等)を行った。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助を実施するには至らなかった。</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、需給動向を各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」等により定期的に把握するとともに、生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p>	<p>a</p> <p>-</p> <p>a</p>

	<p>(参考)平成4 年度実績:16 業務日</p>			<p>を決定した場合は、決定した日から14業務日以内に業務を実施するため、過去の手順を点検・整理(実施手順の作成等)し、現時点で対応できる準備(要領の見直し等)を行った。</p>	
<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、()国の補助事業を補完するためのもの、()畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。</p>	<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(3) 畜産に係る補助</p>		
<p>学校給食用牛乳供給事業</p>	<p>学校給食用牛乳供給事業</p>	<p>学校給食用牛乳供給事業</p>	<p>学校給食用牛乳供給事業</p>		

<p>学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行う。</p>	<p>ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p>	<p>ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳に関する副読本の配布等の普及啓発等を推進する。 同法に基づき定められている学校給食供給目標に係る達成率を90%以上とする。</p>	<p>ア 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上</p>	<p>【事業報告書の記述】 供給日数に係る達成率は92.1%であった。((総供給実績数量/総供給人員)/供給目標日数) なお、供給日数について、事業実施計画に基づく確実な実施を図るため、群馬県ほか5県について巡回指導を実施した。</p>	a
			<p>(ア) 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数(1人1日当たり1本供給)とし、90%以上とする。</p>		
			<p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>		
			<p>(イ) 牛乳に関する普及啓発等の推進 分母を副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数とし、分子はこれを実施した事業実施主体数とする。</p>	<p>副読本、クリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数47に対し、実施した事業主体数は47であった。</p>	a
			<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>		
<p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行う、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP</p>	<p>イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時までに50%以上に引き上げることを目標に、事業実施主体による品質管理技術、衛生管理基準等に関する研修会の開催、相談員による指導等を行う。</p>		<p>イ 品質管理技術等に関する研修会等の実施</p>	<p>【事業報告書の記述】 学校給食用牛乳の合理化の計画承認をした事業実施主体数46に対して、品質管理技術に関する研修会の開催等学校給食用牛乳の合理化のための事業を実施した事業実施主体数は46であった。 また、これらが効率的に実施されるよう巡回指導を行った。 (参考)15年度のHACCP承認工場の割</p>	a

<p>主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p>	<p>P承認工場の割合を中期目標の期間の終了時までに50%以上に引き上げる。 〔参考〕平成14年度実績:44.1%</p>	<p>主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業</p>	<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>合は45.5%</p>	
<p>衛生的かつ生産効率の高い乳業施設、産地食肉センター等の整備、畜産物の総合的な需給調整のための支援、国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。</p>	<p>ア 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図る。</p>	<p>ア 乳業の国際競争力を強化し、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図るため、効果的な事業の実施が行われるよう、工事の進行状況等を適切に把握する。</p>	<p>ア 衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備 (15年度は工事の進行状況等の把握 a: 実施した c: 実施しなかった) 分母を乳業施設の整備計画の採択件数とし、分子を乳業施設の整備件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>〔事業報告書の記述〕 乳業再編整備等対策事業の効果的な事業の実施を図るため、工事の進行状況等報告書様式を作成し、当該様式により事業実施者に対する調査を実施した。 調査結果では、全ての事業実施者において工事の進行が予定通りであることを確認した。</p>	<p>a</p>
<p>イ</p>	<p>国産食肉の市場競争力の確保を図るため、食肉処理施設の再編合理化、衛生水準の高いモデル的な食肉処理施設の</p>	<p>イ 食肉処理施設の整備等については、BSE問題等による消費者の不安を解消するため、衛生・環境関連の施設整備計画を優先的に採択する。</p>	<p>イ 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択 a: 採択した c: 採択しなかった</p>	<p>〔事業報告書の記述〕 BSE問題等による消費者の不安を解消するため、22件の要望に対し、衛生関係の整備6件、環境関連の整備4件、計10件の優先的採択を含む12件を採択した。</p>	<p>a</p>

<p>畜産の経営又</p>	<p>整備等を行う。</p> <p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標の期間の終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行うとともに、各地で開催されるミートフェア等の催事等において消費者等を対象に畜産物に係る知識等の普及度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。</p>	<p>ウ 畜産物に係る知識等の普及度の向上</p> <p>(ア) 普及啓発の実施 分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) アンケート調査の実施 a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>(ウ) 普及度の向上 [19年度のみ] 畜産物に関する知識等の普及度を15年度のアンケート結果の普及度に対して、5ポイント以上向上させる。</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>[事業報告書の記述]</p> <p>国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進を図るため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行った。 これらの事業実施計画上の実施件数の合計418件に対して、実績の実施件数は399件であった。</p> <p>消費者等の国産食肉及び国産生乳・乳製品等に係る知識等の普及度を測定するため、アンケートを実施した。 アンケート調査における畜産物の知識等の普及度は国産食肉で62.5ポイント、国産生乳・乳製品等で58.9ポイントであった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>畜産の経営又</p>	<p>畜産の経営又</p>	<p>畜産の経営又は技術の指導等の事</p>	<p>畜産の経営又は技術の指導等の事</p>		

<p>は技術の指導等の事業</p>	<p>は技術の指導等の事業</p>	<p>業</p>	<p>業</p>	<p>[事業報告書の記述]</p>	<p>a</p>
<p>畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備、飼料自給率の向上のための支援、ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進、家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通等を行う。</p>	<p>ア 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。</p>	<p>ア 肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p>	<p>ア 肉用牛肥育経営安定事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成</p>	<p>肉用肥育経営安定事業に係る補てん金を迅速・的確に交付するため、10月の全国会議の開催等により、造成必要額を調査し、11月20日に基金造成(152億円)を行った。なお、第4四半期には、補てん金の発動状況を勘案して、基金造成は行わなかった。</p>	<p>a</p>
<p>イ</p>	<p>イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導の推進を図る。</p>	<p>イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の本格施行(平成16年11月)に向けて、特別プロジェクトチームの点検の結果を踏まえつつ、機械施設を整備するための所要の基金造成を適切に行うとともに、民間団体等による指導の推進を図る。</p>	<p>イ 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p>	<p>[事業報告書の記述]</p>	<p>a</p>
<p>(ア)</p>	<p></p>	<p></p>	<p>(ア) リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要(当面の必要額)の基金造成等による機械施設の整備の推進</p>	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の本格施行(平成16年11月)に向けて、事業の進捗状況を四半期ごとに事業実施主体から徴し、適宜指導したほか、所要の基金の追加造成(219億円)を行い、機械施設の整備を推進した。</p>	<p>a</p>
<p>(イ)</p>	<p></p>	<p></p>	<p>(イ) 民間団体等による指導の推進</p>	<p>民間団体が特別プロジェクトチームに参画して、総点検活動によりたい肥化施設の整備の促進を図るための指導を行う計画を採択し、指導の推進を図った。</p>	<p>a</p>
<p>a:</p>	<p></p>	<p></p>	<p>a: 実施した</p>	<p></p>	<p></p>
<p>c:</p>	<p></p>	<p></p>	<p>c: 実施しなかった</p>	<p></p>	<p></p>

<p>ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農薬等の使用量の低減、土壌流亡の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。</p>	<p>ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、水田を活用した飼料作物の生産の振興、稲わら(稲発酵粗飼料を含む。)の飼料利用の拡大及び環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。</p>	<p>ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換 分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積(件数)とし、分子を事業実績上の助成面積(件数)とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、水田を活用した飼料作物の生産の振興等を行い、耕畜連携を推進した。 事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積45,831ヘクタールに対して、実績は45,821ヘクタールであった。</p>	<p>a</p>
<p>エ ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター(飼料生産受託組織)を育成・強化し効率的な飼料生産の受託システムを確立するとともに、ヘルパー制度の利用拡大を図る。</p>	<p>エ ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎に補助を行うとともに、ヘルパー制度の利用拡大を推進するための研修制度の充実、優良事業経営発表会での表彰等を行う。</p>	<p>エ ゆとりある畜産経営の実現 (ア) 効率的な飼料生産受託システムの確立 分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、たい肥散布作業、耕起作業等の作業につき、コントラクター(作業受託集団)が作業を受託した場合に、受託面積に応じた補助を行った。 事業実施計画上の各作業の実施件数129件に対して、実績の実施件数は129件となった。</p>	<p>a</p>
		<p>(イ) ヘルパー制度の利用拡大 分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。</p>	<p>ゆとりある畜産経営を実現するため、ヘルパー研修会や優良団体・ヘルパーの表彰等を行った。事業実施計画の2回(研修会1回、表彰1回)に対し、事業実績は2回であった。</p>	<p>a</p>

			<ul style="list-style-type: none"> a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった 		
	<p>オ 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動を支援し、共同消毒施設の整備等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。</p>	<p>オ 家畜衛生新互助制度の発足(15年4月)に当たり、旧制度の契約農家の新制度への円滑な移行を促進するため、引き続き、事業実施主体の実施するブロック会議に積極的に参加し、新制度の普及に努める。</p>	<p>オ 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> a: 実施した c: 実施しなかった 	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等の自ら行う互助活動の支援を目的とした家畜衛生新互助制度の発足(平成15年4月)に当たり、新制度への円滑な移行を促進するため、全国会議に1回、ブロック会議に6回それぞれ参加して指導し、新制度の普及を行った。</p>	a
	<p>カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行う。</p>	<p>カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに生産者、県団体等に対する現地指導を行う。</p>	<p>カ 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> a: 実施した c: 実施しなかった 	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、借換資金の融通等に支障をきたさないよう、事業実施主体の要領を優先的に整備させるとともに、4道県を選定し、現地指導を行った。</p>	a
<p>肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定的</p>	<p>肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定化</p>	<p>肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、肉用牛の改良増殖を強化するための情報の収集・提供、分娩間</p>	<p>肉用牛の生産の合理化のための事業</p> <p>ア 生産性の向上のための実証調査等分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、生産性の向上のための実証調査を行う分娩間隔や肥育期間の短縮等の事</p>	a

<p>な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援を行う。</p>	<p>を図るため、改良増殖及び飼養管理技術の向上のための新技術の実用化等の支援を行う。</p>	<p>隔・肥育期間の短縮等の生産性向上のための実証調査等を補助するとともに、高齢者経営の労働力支援のための肉用牛ヘルパーの普及定着に向けて現地調査、畜産新技術の実用化等を行う。</p>	<p>数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>業等に対する補助を行った。事業実施計画上の実施件数105件に対して、実績105件となった。</p>	
<p>その他畜産の振興に資するための事業</p>	<p>その他畜産の振興に資するための事業</p>	<p>その他畜産の振興に資するための事業</p>	<p>その他畜産の振興に資するための事業</p>		<p>a</p>
<p>BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うとともに、牛肉のトレーサビリティ・システムの確立の支援を行う。</p>	<p>ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムの開催等を行うとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)の施行(平成15年12月)に対応して、規制対象外食事業者等に情報伝達機器類等をリースするなど牛肉のトレーサビリティ・システムの確立の支援を行う。</p>	<p>ア 知識の普及、安全性のPR、トレーサビリティ・システムの確立 (ア) 知識の普及、安全性のPR 分母を事業実施計画上のシンポジウムの開催等の件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うため、シンポジウムを開催した。事業実施計画上の開催回数3回に対して、実績は3回であった。</p>	<p>a</p>
			<p>(イ) 牛肉のトレーサビリティ・システムの</p>	<p>牛の個体識別のための情報の管理及</p>	<p>a</p>

		<p>確立のための支援 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)の施行(平成15年12月)に対応して、牛肉トレーサビリティ・システム確立の支援を行うため、基金造成(106百万円)を行い、食肉販売業者等に情報伝達機器類等のリースを行った。</p>	
<p>イ 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。</p>	<p>イ BSE対応畜産経営安定資金の償還に対応するための大家畜経営改善償還推進資金を創設するなど生産者等に対する運転資金の融通、債務保証等を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。</p>	<p>イ 生産者に対する運転資金の融通等、BSE発生農家等への支援 (ア) 生産者、卸売業者、小売業者等に対する運転資金の融通、債務保証等の指導 a: 実施した c: 実施しなかった (イ) BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 大家畜経営の安定に必要な資金面の支援を行うため、事業実施主体の要領について、必要な変更を行うとともに、大家畜経営維持資金の貸し付けを行った融資機関に対する利子補給及び長期低利の借換資金の融通等に係る指導等を4道県において実施した。 BSE患畜の発生等による生産農家等への支援を行うため、代替牛の導入に要する経費の補助等を実施した。</p>	<p>a a</p>
<p>ウ 肉骨粉の適正な処分を推進し、安全な肉骨粉の供給体制を整備するとともに、死亡牛の適切な検査・処理を推進する。</p>	<p>ウ 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査を行うとともに、牛や死亡牛の肉骨粉と分離した安全な肉骨粉の安定的供給体制の重点的な整備、死亡牛の適切な検査・処理を円滑に実施するための施設整備等を推進する。</p>	<p>ウ 安全な肉骨粉の供給体制の整備等 (ア) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施 a: 実施した c: 実施しなかった (イ) 死亡牛の適切な検査・処理の推進 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 肉骨粉の適正な処分を推進するため、9カ所について現地調査を実施した。 死亡牛の適切な検査・処理を行う施設整備等を推進するため、事業実施計画について重要な変更を予定していた施</p>	<p>a a</p>

	<p>エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。</p>	<p>エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>設3カ所の現地調査を実施した。</p> <p>【事業報告書の記述】 (1)我が国における鳥インフルエンザ発生の影響緩和対策として、新規1事業を含む4事業5項目(新規・拡充)、(2)米国でのBSE発生による同国産牛肉の輸入停止措置に係る影響緩和対策として2事業(拡充)を次の通り実施した。 (1)鳥インフルエンザの影響緩和対策 平成16年1月に、山口県下において79年ぶりに発生し、その後大分、京都でも発生した鳥インフルエンザ対策として、 既設の家畜疾病経営維持資金融通事業実施要綱を改正(1/13)し、融資対象疾病に「鳥インフルエンザ」を追加 山口県での発生に対応して、新規に、「高病原性鳥インフルエンザまん延防止緊急対策事業」実施要綱を制定(2/17)し、発生農場を中心とした搬出制限区域の養鶏経営に対する補助を実施 鶏肉等の風評被害防止対策として、既設の国産食肉等消費拡大対策事業の一環として、PR対策を実施(2/26以降ポスター15万部、リーフレット4万5千冊を配布) 家畜疾病経営維持資金融通事業を改正(3/16)し、家畜疾病の発生に伴う移動制限等により影響を受けた畜産農家等に対する低利融資に利子補給を行う事業を追加 中堅外食事業者資金融通円滑化事業を改正(3/26)し、鶏肉を主な食材として扱う中堅外食事業者の運転資金の借入に対して債務保証する事業を追加 (2)米国牛肉の輸入停止措置に係る影響緩和対策 食肉処理販売等緊急特別対策事業</p>	<p>a</p>
--	--	---	---	--	----------

				<p>を改正(2/20)し、米国におけるBSE発生に伴い経済的に影響を受けた食肉処理販売経営等に対する低利融資に利子補給を行う事業を追加</p> <p>中堅外食事業者BSE関連資金融通円滑化事業を改正(2/20)し、焼肉店等牛肉を主な食材として扱う中堅外食事業者の運転資金の借入に対し、債務保証を行う事業を追加</p> <p>(特記事項) 不測の事態の発生による畜産農家等への影響の拡大を抑えるため、いずれの対策も迅速に実施する必要があったが、要綱の制定・改正等の作業を、極めて短い期間のうちに終え、事業を早期に執行した。</p> <p>また、鳥インフルエンザ対策については、機構職員が発生県に赴いて、地元と補助要件の調整を行いつつ要綱の制定を行い、事業を早期に執行した。</p>	
<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 (参考)平成14年度実績:21業務日</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付するため、迅速な書類審査体制の構築及び経理部との緊密な連携の強化、指定生乳生産者団体に対する円滑な事務処理体制についての指導等を行う。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>交付業務の迅速化</p> <p>ア 18業務日以内の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化、指定生乳生産者団体に対する指導</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、支払請求件数22件に対して、18業務日以内に交付を行った件数は22件であった。(ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払い希望があった2件を除く)</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金を18業務日以内に交付するため、事務処理手順の点検等を実施し、迅速な書類審査</p>	<p>a</p> <p>a</p>

	<p>[参考]平成14年度実績:21業務日</p>		<p>(迅速な書類審査体制の構築及び経理部との連携の強化は15年度のみ)</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>体制を構築した他、経理部と支払いの迅速化を図るための検討を実施した。さらに事務処理の迅速化等についての文書を指定生乳生産者団体に送付し、生産者補給交付金交付事務の一層の迅速化について指導を行った。</p>	
<p>ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。</p>	<p>ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。</p>	<p>ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表するため、全都道府県及び指定生乳生産者団体との連携強化を行う。また、ホームページにおける公表様式の検討を行う。</p>	<p>受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>ア 10業務日以内の公表 分母を公表回数とし、分子を10業務日以内に公表した回数とする。 a: 達成度は90%以上であった b: 達成度は50%以上90%未満であった c: 達成度は50%未満であった</p>	<p>[事業報告書の記述]</p> <p>公表回数6回に対して、10業務日以内に公表した回数は6回であった。</p>	<p>a</p>
<p>[参考]平成14年度実績:12業務日</p>	<p>[参考]平成14年度実績:12業務日</p>		<p>イ 全都道府県及び指定生乳生産者団体との連携 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>10業務日以内に情報を公表するため、「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」を作成し、全都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、全都道府県と指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。</p>	<p>a</p>
			<p>ウ ホームページにおける公表様式の検討、作成[15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>11～12月にかけて、ホームページにおける公表様式の検討及び決定を行い、12月にホームページに掲載した。</p>	<p>a</p>

<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 (参考)平成9年度実績:57日(大洋州産以外のものは84日)</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行うため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p> <p>ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p> <p>ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)の売渡しの実施 分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡入札に付した回数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 指定商社に対する説明・指導 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められなかったため、指定乳製品等の輸入は実施しなかった。 指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を各種統計資料及び機構が実施する「主要乳製品等の流通実態調査」等により把握するとともに、指定乳製品の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行うため、過去の緊急輸入の作業日程の点検、現時点での作業手順の点検を行った。</p> <p>指定商社を招集して迅速な輸入手続等に関する指導セミナーを開催した。</p>	<p>-</p> <p>a</p>
---	--	---	--	---	-------------------

<p>国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p> <p>指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国</p>	<p>イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p> <p>国家貿易機関として、平成15年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量のうち、平成15年度上期に輸入手当てした数量を除いた数量を輸入手当てする。</p> <p>指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。 また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要</p>	<p>ウ 指定倉庫に対する説明・指導 a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>国が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入手当て (15年度は通知を受けた数量から上期に輸入手当てした数量を除いた数量)</p> <p>a: 全量を輸入入札に付した c: 一部又は全部を輸入入札に付さなかった</p> <p>ア 指定乳製品等の的確な売り渡し a: 売渡計画に則した数量を売渡入札に付した c: 売渡計画に則した数量を売渡入札に付さなかった (売渡計画において、売渡を行わな</p>	<p>指定倉庫を招集して、万全な荷扱い等に関する指導セミナーを開催した。</p> <p>【事業報告書の記述】 国から通知を受けた数量から上期に輸入手当てした数量を除いた数量について、次のとおり全量輸入入札に付した(3月に確認)。)国の通知数量 生乳換算 137,202トン)上記輸入手当て数量 生乳換算 74,352トン)下期に輸入入札に付すべき数量 () -) 生乳換算 62,850トン)下期に輸入入札に付した数量 バター 3,900トン ホエイ・調整ホエイ 2,155トン 生乳換算 62,866トン また、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向等を把握するためのセミナー及び情報交換会議を開催した。</p> <p>【事業報告書の記述】 毎月、指定乳製品・飲用牛乳等の需給・価格動向を把握し、四半期ごとに農林水産省生産局長に届け出ている売渡計画に基づき、バター、ホエイ及び調製ホエイの売渡しを行った。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
---	---	---	---	--	----------------------------

	<p>が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。 また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>い場合を除く。)</p> <p>イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>指定乳製品の売渡し状況</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(1)バター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡計画</td> <td>入札数量</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>4,400 ~ 5,428</td> <td>5,210</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)ホエイ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡計画</td> <td>入札数量</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>3,022</td> <td>3,022</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向等を把握するためのセミナー及び情報交換会議を開催した。需要者セミナーでは、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に係る知識の普及を図った。</p>	(1)バター				売渡計画	入札数量	第3四半期	4,400 ~ 5,428	5,210	第4四半期	-	-	(2)ホエイ				売渡計画	入札数量	第3四半期	3,022	3,022	第4四半期	-	-	<p>a</p>
(1)バター																													
	売渡計画	入札数量																											
第3四半期	4,400 ~ 5,428	5,210																											
第4四半期	-	-																											
(2)ホエイ																													
	売渡計画	入札数量																											
第3四半期	3,022	3,022																											
第4四半期	-	-																											
<p>ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表するため、事務処理体制の整備、公表様式の検討等を行う。</p>	<p>売買実績に係る情報の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 事務処理体制の整備、公表様式の検討、作成 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ホームページ等における指定乳製品の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績の公表については、公表回数6回に対して、翌月20日までに公表した回数は6回であった。</p> <p>課内の事務処理手順の点検と公表様式の検討を行い、決定した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>																								

<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>(参考)平成13年度実績:32業務日(平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 交付業務の迅速化 生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に交付する。 また、肉用子牛生産者補給金制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携を進める。</p> <p>(参考)平成13年度実績:32業務日(平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 交付業務の迅速化 指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付するため、事務処理体制を整備するとともに、必要に応じて会議を開催するなど、指定協会に対する指導を強化する。 また、個体登録申込等手続きの円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携システムを開発し、対応可能な指定協会に導入するとともに、これに係る研修を実施する。</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 交付業務の迅速化 ア 28業務日以内の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を28業務日以内に交付を完了した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 事務処理体制の整備、指定協会に対する指導 (事務処理体制の整備は15年度のみ) a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>ウ 国の家畜個体識別システムとの連携システムの開発、対応可能な指定協会への導入、これに係る研修の実施 (連携システムの開発は15年度のみ) a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 第2四半期分及び第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から28業務日以内に全て交付した(4回/4回)。</p> <p>第2四半期分 生産者補給交付金 19業務日 生産者積立金 15業務日 第3四半期分 生産者補給交付金 24業務日 生産者積立金 24業務日</p> <p>生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請書を受理した日から28業務日以内に交付するため、課内の事務処理手順の見直し、指定協会との連絡等を行うとともに、事務処理スケジュールの遵守についての徹底を図るため、全国会議及びブロック会議へ出席(各1回)して要請を行った。</p> <p>事務処理の円滑化のため、国の家畜個体識別システムとの連携を進めることとし、全国肉用子牛価格安定基金協会、システム会社と連携をとりつつ、システムを開発した。また、試行先として3道県の指定協会・4事務委託先での導入を決定し、現場サイドの要望のヒアリングを行うとともに、現地において、システムの「インストール～実行」までの操作手順を研修した。 なお、システムについては、順調に稼働可能となり、当初の目的を達することができた。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
--	--	---	---	---	----------------------------

<p>ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。</p>	<p>交付状況に係る情報の公表 ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付し、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>交付状況に係る情報の公表 ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表するため、事務処理体制を整備するとともに、指定協会に対し事務処理の適正実施のための会議を開催する。</p> <p>肉用子牛生産の安定に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書(葉書)の活用方策について検討を行う。</p>	<p>交付状況に係る情報の公表 10業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を10業務日以内に公表を行った回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>生産者補給金交付通知書(葉書)活用方策についての検討、活用(活用方策の検討は15年度のみ)</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ホームページにおいて、第2四半期分及び第3四半期分に係る生産者補給交付金の交付状況を全指定協会に対して交付を終了した日から10業務日以内に全て公表した(2回/2回)。 また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を平成15年度下半期において19都道県で開催し、指導を行った。</p> <p>生産者補給金交付通知書(葉書)を活用し、生産者に情報提供するため、掲載する内容、掲載方法等について検討を行った。その検討結果を基に第3四半期の生産者補給金交付通知書(葉書)の裏面を活用し、トレーサビリティ制度との連携について生産者に情報提供した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>2 野菜関係業務 野菜については、生産及び流通の機械化・省力化の遅れ、加工用・業務用への対応が十分でないこと等の課題に対応し、担い手の生産規模の拡大(基本計画に掲げる露地野菜2倍程</p>	<p>2 野菜関係業務</p>	<p>2 野菜関係業務</p>	<p>2 野菜関係業務</p>	<p>指標の総数:6 評価aの指標数:6×2点=12点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 12点 (12/12=100%)</p>	<p>A</p>

<p>度、施設野菜1.5倍程度の拡大)、機械化一貫体系の導入等による生産及び流通の省力化や低コスト化(基本計画に掲げる生産コストの2割程度の低減、流通コストの1割程度の低減)等を通じた国内生産の維持増大に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜価格安定制度に係る業務を以下のとおり実施する。</p>					
<p>(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 〔参考〕平成14年度実績:15業務日</p>	<p>(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交</p>	<p>(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付できるよう、統合後の新たな組織体制の下での、業務担当課と経理部との緊密な連携を図り交付に係る仕組み・手順を確立する。</p>	<p>(1) 交付申請を受理した日から12業務日以内の交付 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] a: 確立した c: 確立しなかった</p> <p>仕組み・手順の確立後における12</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付できるよう、業務担当課と経理部との緊密な連携を図るための検討会を開催し、交付に係る仕組み・手順を確立し、1月から実行に移した。</p> <p>交付申請の総件数437件に対し、目標</p>	<p>a</p> <p>a</p>

	<p>付する。 〔参考〕平成14 年度実績:15 業務日</p>		<p>業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目 ごとの交付申請の総件数とし、分子 をそのうち12業務日以内に交付した 件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未 満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>登録出荷団体による早期交付申請 及び生産者への迅速な交付につい て全国会議等での指導及び現地指 導の実施〔16年度以降の指標〕</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>期間内に交付した件数は437であった。</p>	
<p>(2) 契約指定野菜 安定供給事業 に係る生産者補 給交付金等に ついては、登録 出荷団体等から の交付申請を 受理した日から 40業務日以内 に交付する。 〔参考〕平成14 年度実績:60 業務日</p>	<p>(2) 契約指定野菜 安定供給事業 に係る生産者補 給交付金等に ついては、交付 金等の1月当た りの交付回数を 増加すること等 により、登録出 荷団体等からの 交付申請を受 理した日から4 0業務日以内に 交付する。 〔参考〕平成14 年度実績:60 業務日</p>	<p>(2) 契約指定野菜安定供給事業に係 る生産者補給交付金等については、 登録出荷団体等からの交付申請を 受理した日から40業務日以内に交 付できるよう、統合後の新たな組織 体制の下での、業務担当課と経理部 との緊密な連携を図り迅速な交付を 推進する仕組み・手順を確立する。 また、交付実績に応じて、申請様 式の簡素化を検討する。併せて、登 録出荷団体等に対する申請書類の 整備等に係る研修を推進する。</p>	<p>(2) 交付申請を受理した日から40業 務日以内の交付 仕組み・手順の確立 [15年度のみ] a: 確立した c: 確立しなかった</p> <p>仕組み・手順の確立後における40 業務日以内の交付 分母を登録出荷団体等別の品目 ごとの交付申請の総件数とし、分子 をそのうち40業務日以内に交付した 件数とする。</p>	<p>〔事業報告書の記述〕</p> <p>登録出荷団体等からの交付申請を受 理した日から40業務日以内に交付でき るよう、業務担当課と経理部との緊密な 連携を図るための検討会を開催し、交 付に係る仕組み・手順を確立し、1月か ら実施することとした。</p> <p>交付予約数量は8,400トン(15年度)で あるが、平成16年1月以降年度末まで 交付実績はなかった。</p>	<p>a</p> <p>-</p>

			<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>申請様式の簡素化の検討及び必要に応じた簡素化の実施 [15年度のみ]</p> <p>a: 簡素化した又は簡素化の必要がなかった c: 必要はあったが、簡素化を行わなかった</p> <p>登録出荷団体等に対する申請書類の整備等に係る研修会の開催</p> <p>a: 開催した c: 開催しなかった</p> <p>登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について全国会議等での指導及び現地指導の実施[16年度以降の指標]</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>10月1日に添付資料の一部を不要とする等交付申請様式の簡素化を実施した。</p> <p>さらに、申請様式の一層の簡素化を行うため、交付実績のあった登録出荷団体等から意見聴取したが、特に、簡素化につながる要望はなかった。</p> <p>登録出荷団体等に対し申請書類の整備等に係る研修会(1回・出席者126名)を開催した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
(3) ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの	(3) 野菜価格安定制度の実施状況について、原則として四半期ごとに、制度の対象となってい	(3) 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等の実施状況について、四半期ごとにホームページ、広報誌等により公表することができるよう、その公表項目、公表様式の検討	<p>(3) 公表項目、公表様式の検討、作成 [15年度のみ]</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>業務の透明性の確保を図るため、ホームページ、広報誌等により公表することができるよう、その公表項目、公表様式の検討等を行い、3月から公表した。また、計画では四半期ごととしていたが、</p>	<p>a</p>

<p>交付予約数量等に係る情報を、原則として四半期ごとに公表する。 〔参考〕平成14年度実績：年1回</p>	<p>る各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等をホームページ、広報誌等により公表する。 〔参考〕平成14年度実績：年1回</p>	<p>等を行う。</p>	<p>(4) 交付予約数量等のホームページ、広報誌等による公表 [16年度以降の指標] 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに(指定野菜価格安定対策事業にあっては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあっては、4月から7月まで及び9月から翌年1月まで。)、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>ユーザーの利便性を向上させるため、毎月公表することとした。</p>	
<p>3 砂糖関係業務 砂糖については、国内産糖と輸入糖との価格差、てん菜・さとうきびの生産の省力化の遅れ等の課題に対応し、てん菜に関しては、直播</p>	<p>3 砂糖関係業務</p>	<p>3 砂糖関係業務</p>	<p>3 砂糖関係業務</p>	<p>指標の総数:23 評価aの指標数:23×2点=46点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 46点 (46/46=100%)</p>	<p>A</p>

栽培等による生産の省力化(基本計画に掲げる労働時間の2割程度の減少)等を通じた計画的な生産、さとうきびに関しては、機械化一貫体系の導入等による生産の省力化(基本計画に掲げる労働時間の6割程度の減少)、優良品種の導入や新たな技術の普及等による生産性の向上(基本計画に掲げる収量の1割程度の増加、生産コストの3割程度の低減)等を通じた国内生産の維持増大に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務及び砂糖に係る補助業務を以下のとおり実施する。

(1) 砂糖の価格調

(1) 砂糖の価格調

(1) 砂糖の価格調整

(1) 砂糖の価格調整

<p>整 国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 〔参考〕平成14年度実績：20業務日</p>	<p>整 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 〔参考〕平成14年度実績：20業務日</p>	<p>国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付するため、事務手続きを見直すとともに、進行管理を強化する。</p>	<p>交付業務の迅速化 ア 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>〔事業報告書の記述〕 国内産糖交付金については、交付申請があった申請書受理期(上期・下期)25回に対して、18業務日以内に交付を完了した期は25回であった。</p>	a
<p>ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表するため、集計事務の合理化、報告期限の見直しを行うとともに、集計事務の合理化、進行管理を強化する。</p>	<p>輸入指定糖・異性化糖等の売買実績及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 ア 翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。</p>	<p>〔事業報告書の記述〕 ホームページ等における、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量の公表につ</p>	a
<p>イ 進行管理の強化、事務手続きの見直し [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>事務処理の迅速化等を図るため、進行管理表を作成し、各課に担当者を配置するとともに、部に管理責任者を選定した。(10月1日作成) 進行管理表に基づき、経理部に進行管理経過を連絡するとともに、交付金の支払いに関し打ち合わせを行い迅速な交付を行った。 また、規程等を改正し、事務所等からの実績報告の提出時期を早めるとともに、申請者が提出する書類の簡素化を図った。</p>	a			

<p>(参考)平成14年度実績:翌月の30日</p>	<p>0日までに公表する。</p> <p>(参考)平成14年度実績:翌月の30日</p>		<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 集計事務の合理化、報告期限の見直し、進行管理の強化 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>いては、公表回数6回に対して翌月20日までに公表した回数は6回であった。</p> <p>事務手続きの合理化等を図るため、進行管理表を作成し、各課に管理担当者を配置するとともに、部に管理責任者を選定した。(10月1日作成) また、規程等を改正し、事務所等からの実績報告の提出時期を早めた。(10月1日改正)</p>	<p>a</p>
<p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、砂糖又はてん菜・さとうきびの生産・流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で、()国の補助事業を補完するためのもの、()砂糖をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、平成17年度までに集中的に行い、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(2) 砂糖に係る補助</p>		

<p>仮割刀担し建物の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。</p>					
<p>砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、効率的な製造設備の整備、従業員の早期退職の促進等を行う。</p>	<p>砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p> <p>国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>砂糖の生産・流通の合理化のための事業</p>		
<p>ア</p>	<p>ア てん菜糖企業については、集荷製造流通コストの低減に向けた環境・省エネ設備の整備・導入等を図る。</p>	<p>ア てん菜糖企業 (ア) 中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減に資する設備の整備・導入等について支援する。</p>	<p>ア てん菜糖企業における、集荷製造流通コストの低減に向けた環境・省エネ設備の整備・導入等</p> <p>(ア) 中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減を図るため、てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業により、てん菜糖企業による製造等設備の導入を図った。 事業実施計画上の導入数2件に対して、実績上の導入数は2件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	<p>a</p>

<p>(イ) てん菜糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等について支援する。</p>	<p>(イ) てん菜糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>てん菜糖の製造経費の縮減を図るため、てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業により、てん菜糖企業による製造等設備の導入を図った。 事業実施計画上の導入数7件に対して、実績上の導入数は7件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	a
<p>(ウ) 製糖工程で大量に発生し、その多くが産業廃棄物として処理されているライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化に資する農業機械等の導入について支援する。</p>	<p>(ウ) ライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化に資する農業機械等の導入 分母を機械等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>ライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化を図るため、てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業により、てん菜糖企業による機械等設備の導入を図った。 事業実施計画上の導入数2件に対して、実績上の導入数は2件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	a
<p>(I) てん菜糖工場は、大量の燃料・電気を使用しているため、その省エネルギー化に資する設備の整備・導入等について支援する。</p>	<p>(I) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>省エネルギー化を図るため、てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業により、てん菜糖企業による製造等設備の導入を図った。 事業実施計画上の導入数1件に対して、実績上の導入数は1件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	a

<p>イ 甘しや糖企業については、集荷製造コスト低減に向けた管理部門におけるシステム化等を図る。</p>	<p>イ 甘しや糖企業</p> <p>(ア) 甘しや糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等について支援する。</p> <p>(イ) 甘しや糖工場は、大量の燃料・電気を使用しているため、その省エネルギー化に資する設備の整備・導入等について支援する。</p>	<p>イ 甘しや糖企業における、集荷製造コスト低減に向けた管理部門のシステム化等</p> <p>(ア) 甘しや糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) 省エネルギー化に資する設備の整備・導入等 分母を製造等設備の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>甘しや糖の製造経費の縮減を図るため、甘しや糖製造合理化対策事業により、甘しや糖企業による製造等設備の導入を図った。 事業実施計画上の導入数17件に対して、実績上の導入数は17件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p> <p>省エネルギー化を図るため、甘しや糖製造合理化対策事業により、甘しや糖企業による製造等設備の導入を図った。 事業実施計画上の導入数6件に対して、実績上の導入数は6件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>ウ 精製糖企業については、製造部門の合理化の促進等を図る。</p>	<p>ウ 精製糖企業については、製造設備(工場、倉庫及び付帯設備)の廃棄等、製造部門の合理化の促進等について支援する。</p>	<p>ウ 製造設備の廃棄等、製造部門の合理化の促進等 分母を精製糖企業合理化促進計画数とし、分子をその実績数とする。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>製造設備の廃棄等、製造部門の合理化の促進等を図るため、精製糖企業合理化促進緊急対策事業により、合理化促進計画に基づいて実施される精製糖</p>	<p>a</p>

<p>甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、てん菜については、直播栽培の促進、優良品種の導入、集出荷の合理化等、さとうきびについては、生産性の向上に必要な技術の普及、優良品種の導入等を行う。</p>	<p>甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア てん菜については、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等を行う。</p>	<p>甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業 てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>企業による合理化を図った。 事業実施計画数52件に対して、実績数は51件であった。その際、精製糖企業から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	
			<p>甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業</p>		
		<p>ア てん菜</p> <p>(ア) 育苗費、ハウス経費及び労働力の削減を図るため、直播栽培の普及割合が大きい北海道南部の集荷区域を中心として、現地説明会を開催すること等により、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。</p> <p>(1) 直播栽培の生産の安定化を図るため、現地説明会を開催すること等により、湿害対策に資する簡易な作業</p>	<p>ア てん菜における、直播栽培用の農業機械の導入、優良品種の導入、集出荷の合理化等の実施</p> <p>(ア) 直播栽培の促進に資する農業機械の導入等 分母を農業機械の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(1) 湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等 分母を作業機械の事業計画上の</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>直播栽培の促進を図るため、ビート産業合理化促進総合対策事業により、地区の農業協同組合等による農業機械の導入を図った。 事業実施計画上の導入数36件に対して、実績上の導入数は36件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p> <p>湿害対策を図るため、ビート産業合理化促進総合対策事業により、地区の農業協同組合等による作業機械の導入を</p>	<p>a</p> <p>a</p>

		<p>機械の導入等について支援する。</p>	<p>導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>図った。 事業実施計画上の導入数15件に対して、実績上の導入数は15件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	
	(ウ)	<p>海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進を図るとともに、播種作業等の省力化のための農業機械等の開発について支援する。</p>	<p>(ウ) 海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進 分母を増殖のための事業計画上の母根生産量とし、分子を事業実施上の母根生産量とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進を図るため、てん菜優良品種育成・普及推進事業により、甘味資源振興会による、優良品種の母根の育成を図った。 事業実施計画上の母根生産量5,000本に対し、実績数6,322本であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	a
	(I)	<p>播種作業等の省力化のための農業機械等の開発 分母を機械の事業計画上の開発数とし、分子を事業実施上の開発数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>(I) 播種作業等の省力化のための農業機械等の開発 分母を機械の事業計画上の開発数とし、分子を事業実施上の開発数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>播種作業等の省力化を図るため、てん菜優良品種育成・普及推進事業により、甘味資源振興会による播種作業機械の開発を図った。 事業実施計画上の開発数1件に対し、実績数は1件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	a
	(I)	<p>農家貯蔵の延長を促進し、工場の貯蔵量の減少、受入集中期のピークの平準化、工場貯蔵のロスの減少及び登熟した原料の集荷等を図るため、品質管理の徹底に資する費用につ</p>	<p>(オ) 品質管理の徹底に資する貯蔵機材等の導入 分母を貯蔵器材等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p>	<p>品質管理の徹底を図るため、ビート産業合理化促進総合対策事業により、地区の農業協同組合等による貯蔵機材等の導入を図った。 事業実施計画上の導入数の貯蔵シー</p>	a

		<p>いて助成する。</p>	<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>ト2,618枚、ストックポイント36基に対して、実績数は貯蔵シート2,578枚、ストックポイント36基であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	
<p>イ さとうきびについては、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等を行う。</p>	<p>イ さとうきび</p> <p>(ア) さとうきびの生産拡大を図るため、現地説明会を開催すること等により、規模拡大志向者等への農地集積の支援及び規模拡大に対応した機械化一貫体系の確立に資するための農業機械の導入等について支援する。</p> <p>(イ) さとうきびの生産コスト削減を図るため、現地説明会を開催すること等により、収穫機械等の整備・導入等を行うとともに、施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及について支援する。</p>	<p>イ さとうきびにおける、ハーベスター等農業機械の導入、生産法人の育成、優良品種の導入等</p> <p>(ア) 農地集積の支援 分母を事業計画上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とし、分子を事業実績上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(イ) 収穫機械等の整備・導入等 分母を収穫機械等の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>(ウ) 施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>農地集積の支援を図るため、新さとうきび・糖業再活性化事業により、地区の農業協同組合等による農地集積を図った。 事業実施計画上の農地集積面積及び小規模荒廃地農地再整備面積10,210aに対し、実績数は9,835aであった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p> <p>収穫機械等の整備・導入等を図るため、新さとうきび・糖業再活性化事業により、地区の農業協同組合等による収穫機械等の導入を図った。 事業実施計画上の導入数71件に対し、実績数は71件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p> <p>施肥体系を含めた栽培技術の検討を行い、その普及の支援を図るため、新さ</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>	

			<p>分母を検討会の事業計画上の実施数とし、分子を事業実績上の実施数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>とうきび・糖業再活性化事業により、地区の農業協同組合等による検討会を実施した。</p> <p>事業実施計画上の実施数90件に対し、実績数は120件であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p>	
<p>砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。</p>	<p>砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における砂糖の</p>	<p>(ウ) さとうきびの単収・品質の向上を図るため、現地説明会を開催すること等により、病虫害の防除及び優良種苗の供給等について支援する。</p> <p>砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する正しい情報の提供を図るため、以下の措置について支援する。</p> <p>ア 特に若い女性及び主婦を対象として、ラジオ等の媒体を活用した情報の提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成により砂糖に対する理解を促進する。</p>	<p>(イ) 病虫害の防除及び優良種苗の供給等</p> <p>分母を病虫害の防除資材及び優良種苗の事業計画上の導入数とし、分子を事業実績上の導入数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>砂糖に対する理解の促進のための事業</p> <p>ア オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>病虫害の防除及び優良種苗の供給等を図るため、新さとうきび・糖業再活性化事業により、地区の農業協同組合等による防除資材及び優良種苗の導入を図った。</p> <p>事業実施計画上の導入数の病虫害の防除資材190個、優良種苗724,173本に対し、実績数は防虫資材190個、優良種苗660,434本であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>以下のとおり、小・中・高校生、若い女性、主婦等を対象として「砂糖についての誤解の払拭」、「砂糖が持つ効用」等の情報提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成等を行うことにより、砂糖に対する理解の促進を図った。 ・中・高校生向け(食育啓蒙用)パンフレットの作成・配布</p>	<p>a</p> <p>a</p>

4 蚕糸関係業務	4 蚕糸関係業務	<p>効用等に対する理解度を平成15年度と比較し5%以上向上させる。</p> <p>イ 消費者を対象に「砂糖の効用」及び「砂糖の誤解」等をテーマとしたシンポジウムを全国の主要都市において、2回以上開催する。</p> <p>ウ 消費者等を対象に砂糖の効用等に対する理解度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。</p>	<p>イ 消費者を対象としたシンポジウムの開催(年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p> <p>ウ 砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査の実施</p> <p>a: 実施した c: 実施しなかった</p> <p>エ 理解度の向上 [19年度のみ] 砂糖の効用等に対する理解度を15年度の結果に対して5ポイント以上向上させる。</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>・一般消費者向けポスターの作成・配布 ・子供用絵本の作成・配布 ・主婦向けラジオスポットの放送 ・子供、母親向けテレビスポットの放映 ・新聞(主婦向け家庭面等)掲載 ・雑誌掲載 ・オピニオンリーダー2,010名に対して、砂糖生活情報誌(会報誌)の制作・配布、砂糖勉強会の開催等</p> <p>消費者を対象としたシンポジウムを開催するため、砂糖消費拡大推進事業により、糖業協会によるシンポジウムを開催した。 計画上の開催回数2回に対し、実績回数は4回であった。その際、事業実施主体から事業の進行状況を聴取することにより、事業実施計画に基づく事業の進行を把握した。</p> <p>砂糖の効用等に対する理解度を測定するため、アンケート調査を実施した。 4回(千葉市、武蔵野市、広島市、さいたま市)実施し、理解度は65.9%であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
4 蚕糸関係業務		4 蚕糸関係業務	4 蚕糸関係業務		

<p>蚕糸については、蚕糸業の経営の安定等に資するよう、生糸の輸入調整に係る業務及び蚕糸に係る補助業務を以下のとおり実施する。</p>				<p>指標の総数:7 評価aの指標数:7×2点=14点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 14点 (14/14=100%)</p>	A
<p>(1) 生糸の輸入調整 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。 (参考)平成元年度実績:15業務日</p>	<p>(1) 生糸の輸入調整 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、事務処理の迅速化等により、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。 (参考)平成元年度実績:15業務日</p>	<p>(1) 生糸の輸入調整 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結するため、市場価格の動向と需給状況を日々把握するとともに、過去の事例を参考にし業務の手順を点検する。</p>	<p>(1) 生糸の輸入調整 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合における輸入によって保有する生糸の売渡</p> <p>ア 13業務日以内の売買契約の締結分母を売渡し入札における落札者数とし、分子を13業務日以内に売買契約を締結した者の数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>イ 市場価格の動向と需給事情の日々の把握、過去の事例を参考にした業務の手順の点検(業務の手順の点検は15年度のみ)</p> <p>a: 実施した</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>国産生糸の価格が騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められなかったため、生糸の売渡しを実施しなかった。 なお、公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結するため、要領と公告内容の点検を行った。</p> <p>生糸の現物価格及び先物相場並びに市中在庫の日計表を作成し、市場の動向と需給事情を日々把握した。 また、過去の事例を参考に業務の手順を点検するため、昭和60年以降の事例を調査し、業務処理手順(フロー</p>	-
					a

<p>ホームページ等において、輸入生系の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>ホ - ムペ - ジ等において、事務処理体制の整備等により、輸入生系の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p>	<p>ホ - ムペ - ジ等において、輸入生系の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表するため、集計事務の合理化、進行管理の強化を行う。</p>	<p>c: 実施しなかった</p> <hr/> <p>売買実績に係る情報の公表</p> <p>ア 翌月の20日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月20日までに公表した回数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>イ 集計事務の合理化、進行管理の強化 [15年度のみ] a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>チャート)を作成した。</p> <hr/> <p>[事業報告書の記述]</p> <p>ホ - ムペ - ジにおける、輸入生系の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績の公表については、公表回数6回に対して翌月20日までに公表した回数は6回であった。</p> <p>ホ - ムペ - ジにおいて、輸入生系の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表するため、売買状況表を毎日作成し、担当者を配置して、集計事務の合理化と進行管理を強化した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、繭・生糸の生産・流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で、()国の補助事業を補完するためのもの、()蚕糸をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p> <p>蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p>	<p>(2) 蚕糸に係る補助</p>		

束との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

繭系の生産・流通の合理化のための事業
繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る。

繭系の生産・流通の合理化のための事業
繭の品質評価システムの導入によって高品質繭の生産誘導を図るとともに、養蚕文化継承地域において、共同飼育した稚蚕を養蚕農家へ配蚕することにより、養蚕作業の省力化・効率化を図る。

繭系の生産・流通の合理化のための事業
繭の品質評価システムの導入によって高品質繭の生産誘導を図るため、平成15年産の繭代について、繭の品質(解じょ率・選除繭歩合)に応じた補給金及び奨励金を全国の養蚕農家に交付する。
また、群馬、福島県等の養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、養蚕農家へ1～3令まで共同飼育した稚蚕の配蚕について支援する。

繭系の生産・流通の合理化のための事業

ア 高品質繭の生産誘導を図るための補給金及び奨励金の交付

- a: 実施した
- c: 実施しなかった

イ 1～3令までの共同飼育した稚蚕の配蚕
分母を事業計画上の3令まで共同飼育する飼育所数とし、分子を事業実績上の3令まで共同飼育した飼育所数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

【事業報告書の記述】

繭の品質評価システムの導入によって、高品質繭の生産誘導を図るため、全国の養蚕農家で生産された775トンの繭に対して補給金及び奨励金を交付した。
なお、事業終了後、補給金及び奨励金が繭生産農家に的確かつ速やかに支払われたことを確認した。

養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、養蚕農家へ1～3令まで共同飼育した稚蚕の配蚕について支援した。事業実施計画上の26カ所の共同飼育所に対して、実績は26カ所であった。

a

a

<p>絹織物等に対する理解の促進のための事業 消費者に対し、国内で製織・染色された絹織物・絹製品に対する理解の促進のための情報提供を行う。</p>	<p>絹織物等に対する理解の促進のための事業 国内で製織・染色され、外国産絹製品と明確に差別化された絹織物・絹製品の流通数量を、「日本の絹マーク」の織物産地、集散地及び消費地における普及促進等を中期目標の期間の終了時まで、平成14年度の2倍以上とする。</p>	<p>絹織物等に対する理解の促進のための事業 国内で製織・染色され、外国産絹製品と明確に差別化された絹織物・絹製品の流通数量を、平成14年度の1.2倍以上とする。 このため、京都等の織物集散地や主要都市のデパート等において、国内で製織・染色された絹織物・絹製品を証明する「日本の絹マーク」のポスター・チラシを配布するなどのキャンペーン活動を支援する。</p>	<p>絹織物・絹製品の理解の促進のための事業 ア 「日本の絹マーク」のシール、タグを添した絹織物・絹製品の流通数量の増加(年度計画の数値に対して) a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった イ キャンペーン活動等による普及促進分母をキャンペーン活動等の事業実施計画上の実施件数とし、分子を実績上の実施件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 国内で製織・染色された絹織物・絹製品について外国産との差別化を図るための「日本の絹マーク」のシール、タグを添付した。「日本の絹マーク」のシール、タグの添付数量は、77万枚(14年度の64万枚の1.2倍)の目標に対し、108万枚であった。 「日本の絹マーク」が添付された絹織物理解促進を図るためのチラシ11万枚、ポスター10万枚を作成し、京都、長浜、東京、鹿児島イベント会場でこれらを配布するキャンペーンを実施した。事業実施計画上の回数6回に対して実績は、6回であった。</p>	<p>a a</p>
<p>5 情報収集提供業務 基本計画に掲げる望ましい食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実等に資するよう、情報収集提供業務を行う。</p>	<p>5 情報収集提供業務</p>	<p>5 情報収集提供業務 (1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供 農畜産業の動向及び関係者、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会(畜産、野菜、砂糖類、蚕系の分野ご</p>	<p>5 情報収集提供業務 (1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供 専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た情報検討委員会を分野ごとに年1回開催(15年度は各分野1回の合計回数に対して、16年度以降は年度計画の回</p>	<p>指標の総数:29 評価aの指標数:29×2点=58点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 58点 (58/58=100%) 【事業報告書の記述】 農畜産業の動向及び、関係者、情報利用者のニーズを的確に把握するため、専門家、消費者等の参画を得た「情報検討委員会」を畜産、野菜、砂糖、蚕系の各分野ごとに新たに設置するととも</p>	<p>A a</p>

<p>提供業務を以下のとおり実施する。</p>		<p>と)を新たに設置し、これまでの情報収集提供業務の実施状況及び16年度の計画等について検討する。</p> <p>農畜産業経営の安定、食品のリスクコミュニケーションの充実に資する観点から、WTO農業交渉、地域貿易協定交渉の進展に即した海外駐在事務所等を活用した関連情報、食品安全委員会の議論の動向等も踏まえた食品安全に係る情報等農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を提供する。</p>	<p>数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、50%以上100%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定するための、定期的な編集会議の開催、編集内容のとりまとめ、これに基づいた内外の重要情報の提供</p> <p>a: 実施した</p> <p>c: 実施しなかった</p>	<p>に、延べ5回開催し、これまでの情報収集提供業務の実施状況と16年度の計画等について検討した。</p> <p>(野菜;12月4日及び3月19日、畜産;2月19日、砂糖;1月29日、蚕糸;2月23日)</p> <p>農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を選定するため、畜産、野菜、砂糖、蚕糸の各分野ごとに「編集会議」を延べ8回開催し、これに基づいてWTO農業交渉、食品安全等についての重要情報の提供を行った。</p> <p>(畜産;10月30日、1月23日、野菜;11月10日、1月30日、砂糖、蚕糸;10月30日、1月15日)</p>	<p>a</p>
<p>(1) 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、価格調整又は価格調査に関する情報については原則としてすべての調査において、生産振興に関する情報については必要と認められる調査において、それぞれ企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。</p>	<p>(1) 情報精度、利便性の向上 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>畜産物の需給関連数値情報、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査、砂糖類の流通調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たって</p>	<p>(2) 情報精度、利便性の向上 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。</p> <p>畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、15年度の実施状況及び16年度の計画について検討する。</p>	<p>(2) 情報精度、利便性の向上</p> <p>情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討</p> <p>a: 検討した</p> <p>c: 検討しなかった</p>	<p>[事業報告書の記述]</p> <p>畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査及び野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たって、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、これらの統計データ調査の実績と計画の検討を行った。</p>	<p>a</p>

は、情報精度・利便性の向上を図るため、原則として、すべての情報調査において、企画段階で専門家と情報利用者の参画を得る。

畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費の動向に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。

また、上記調査等に当たっては、必要と認められる調査において情報利用者のニーズに応じた的確な情報提供を行うため、企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。

畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産に貢献する国内の調査、生産・流通・消費の動向及びこれらに関する学術的調査、海外における先進的な取り組み事例に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。

また、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の15年度の実施状況及び16年度の計画について検討する。

専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集の実施

ア 専門家を活用した幅広い分野からの情報収集

- a: 専門家を活用した
- c: 専門家を活用しなかった

イ 情報検討委員会における、専門家を活用した調査等の当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討

- a: 検討した
- c: 検討しなかった

(特記事項)

輸入牛肉の価格関連情報について、輸入牛肉の価格動向に対する関心が高まっていることから、従来の「輸入牛肉の卸売価格」の調査・公表に加えて、「緊急調査・輸入牛肉の卸売価格」を実施し、主要品目について、毎週調査・公表している。

畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産に貢献する国内の調査、海外における先進的な取り組み事例及び生産・流通・消費動向等に関する情報収集に当たっては、専門調査員を整備・活用し、幅広い分野から情報収集を行った。

畜産:19名、野菜5名、砂糖:4名、
蚕糸:1名
国内現地調査:13回、
海外現地調査:中国、韓国(野菜)

情報精度の向上等のため、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の実績と計画の検討を行った。

a

a

<p>(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p> <p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。</p> <p>また、中期目標の期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するためのアンケート調査を実施する。</p> <p>また、情報検討委員会において、アンケート調査の結果を踏まえ、紙面・ホームページの改善を行う。</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 アンケート調査の実施、紙面・ホームページの改善</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	
			<p>ア アンケート調査の実施 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>提供した情報やその提供方法についてその効果を測定するため、「畜産の情報」、「砂糖類情報」、「シルク情報」について、これらのユーザーに対しアンケート調査を実施した。(4,771件、回収率34%)</p>	<p>a</p>
			<p>イ アンケート調査結果を踏まえた、必要なものについての紙面・ホームページの改善 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>情報検討委員会において、アンケート調査の結果を踏まえ、紙面・ホームページの改善の検討を行い、アクセス方法等について改善を実施した。</p>	<p>a</p>
		<p>(1)、(2)、(4)及び(5)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で3.7以上となるようにする。</p>	<p>情報利用者の満足度を5段階評価で3.7以上とする。 分母を5段階評価の3.7とし、分子を畜産、野菜、砂糖、蚕系の各情報誌のアンケート調査結果</p>	<p>【事業報告書の記述】 畜産、砂糖、蚕系の各情報の満足度の集計結果(平均)は、中期目標の目標値「3.7以上」に対し、4.1であった。</p>	<p>a</p>

<p>収集の翌週 (b) 月報:情報 収集の翌月 (c) ホームページ:月報と同時又は情報 収集の翌週</p>	<p>報収集の翌週 b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。 c 海外の主要国の畜産関係政策変更等</p>	<p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>報の収集日等を個々に記録し、進捗管理を行った。</p>	
<p>b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>	<p>c 海外の主要国の畜産関係政策変更等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供</p>			
<p>c 海外の主要国の畜産関係政策変更等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供</p>				
<p>イ 野菜関係 a 卸売市場の市況情報(日別・旬別):情報収集の翌日 b 気象情報:情報収集の翌日 c 貿易情報(月別):情報収集の翌日</p>	<p>イ 野菜関係 a 卸売市場の市況情報(日別・旬別):情報収集の翌日 b 気象情報:情報収集の翌日 c 貿易情報(月別):情報収集の翌日 d 消費情報(月別):情報収集の翌日 e 国内、海外調査結果等:情報収集の翌々月。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。</p>	<p>野菜関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数109件に対し、期間内に公表した件数は107件であった。 11月から整備した「進捗管理システム」で統一的に進捗管理を行った。なお、それ以前は、ページ探(インターネット)に掲載される情報の収集日等を個々に記録し、進捗管理を行った。</p>	<p>a</p>

d	消費情報(月別):情報収集の翌日	
e	国内、海外調査結果等:情報収集の翌々月。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。	
ウ	砂糖関係	ウ 砂糖関係
a	統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報:情報収集の翌月 (b) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週	a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報 (a) 月報:情報収集の翌月 (b) ホームページ:月報と同時又は情報収集の翌週 b 国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。 c 海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。
b	国内調査等 国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。	
c	海外調査等 海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。	

砂糖関係に係る情報の期間内の公表

分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。

- a: 達成度合は、90%以上であった
- b: 達成度合は、50%以上90%未満であった
- c: 達成度合は、50%未満であった

提供件数280件に対し、期間内に公表した件数は274件であった。

11月から、月報について整備した「進捗管理システム」で統一的に進捗管理を行った。なお、それ以前は、砂糖類情報(11月号)等に掲載される情報の収集日等を個々に記録し、進捗管理を行った。

a

	<p>内に提供</p> <p>エ a 蚕糸関係 統計情報及び 需給に影響を及 ぼす事象情報 (a) 月報:情報 収集の翌月 (b) ホームペー ジ:月報と同 時又は情報 収集の翌週</p> <p>b 国内・海外調査 等 国内・海外調 査結果等に分 析・解説等を加 え、翌々月まで に提供。ただ し、専門家の分 析が必要な場 合は3ヶ月以 内。</p>	<p>エ a 蚕糸関係 統計情報及び需給に影響を及ぼす 事象情報 (a) 月報:情報収集の翌月 (b) ホームページ:月報と同時又は情報 収集の翌週</p> <p>b 国内・海外調査等 国内・海外調査結果等に分析・解 説等を加え、翌々月までに提供。た だし、専門家の分析が必要な場合は 3ヶ月以内。</p>	<p>蚕糸関係に係る情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報につ いての提供件数とし、分子を期間内 に公表した提供件数とする。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未 満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>提供件数133件に対し、期間内に公表 した件数は128件であった。 11月から、月報について整備した「進 行管理システム」で統一的に進捗管理 を行った。なお、それ以前は、シルク情 報(11月号)等に掲載される情報の収集 日等を個々に記録し、進捗管理を行っ た。</p>	<p>a</p>
<p>(4) 消費者への情 報の提供につ いては、消費者 の視点に立って その要望に応え た分かりやすい 情報とするた め、企画段階か らの消費者、有 識者等の参加 を促進し、食の</p>	<p>(4) 消費者への情 報提供 消費者への情 報の提供につ いては、消費者 の視点に立って その要望に応え た分かりやすい 情報とするた め、以下の措置 を講じる。</p>	<p>(5) 消費者への情報提供 消費者への情報の提供について は、消費者の視点に立ってその要望 に応えた分かりやすい情報とするた め、以下の措置を講じる。</p> <p>アンケート調査等の実施により、消 費者ニーズの把握に努める。</p>	<p>(5) 消費者への情報提供</p> <p>消費者ニーズを把握するためのアン ケート調査の実施 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>消費者の視点に立ってその要望に応 えた分かりやすい情報とするため、消費 者ニーズに係るアンケート調査について 広報推進委員会で2回検討のうえ、消費 者100名にアンケートを実施し、消費者</p>	<p>a</p>

安全・安心関連
情報等消費者
の関心の高い
情報を積極的に
提供する。

ホームページ
のご意見・ご要
望コーナーの活
用及び消費者と
の意見交換会
等を通じた双方
向、同時的な情
報や意見の交
換により、消費
者等の理解の
促進を図る。

食品のリスクコミュニケーション、牛
肉等のトレーサビリティ、食品の健康
に果たす役割、食品表示、バイオテ
クノロジー、環境問題、食の安全・安
心等消費者の関心の高い情報につ
いては、消費者・有識者等の参加を
得た各分野の情報検討委員会を活
用して、情報提供の的確性や分か
りやすさ等の向上の方策について検
討を行うとともに、ホームページの
「消費者コーナー」等を通じて、わか
りやすい形で積極的に提供する。

ホームページのご意見・ご要望コー
ナーの活用及びメディア関係者との
意見交換会、消費者代表との意見
交換会を通じた双方向、同時的な情
報や意見の交換により、消費者等の
理解の促進を図る。

消費者・有識者等の参加を得た情報
検討委員会を活用した消費者ニーズ
や分かりやすさ等の向上の方策の
検討

- a: 検討した
- c: 検討しなかった

ホームページの「消費者コーナー」等
を通じた情報提供への反映

- a: 反映した
- c: 反映しなかった

メディア関係者との意見交換会の開
催

- a: 開催した
- c: 開催しなかった

消費者代表と関係者との意見交換
会の開催(15年度は「4回以上」に対
して、16年度以降は年度計画に対
して)

- a: 達成度合は、100%以上であ
った

の関心の高い項目(例:安全性、食と健
康、消費者への豆知識)を把握した。

消費者の関心の高い情報を分かりや
すく提供するため、消費者ニーズ等につ
いてのアンケート調査結果について、消
費者ニーズや分かりやすさ等の向上の
方策を情報検討委員会(畜産、野菜、砂
糖、蚕糸の部門毎に延べ5回開催)にお
いて検討した。

消費者の視点に立ってその要望に応
えた分かりやすい情報とするため、情報
検討委員会の検討結果を踏まえ、ホー
ムページの「消費者コーナー」について
文字の拡大、写真の掲載などの改善を
図るとともに、食の安全性に関する情報
などの提供を行った。

双方向、同時的な情報や意見の交換
の一環として、消費者に情報発信してい
るメディアを対象に情報提供することで
消費者等の理解の促進を図るとともに、
常に消費者に目が向いているメディアか
ら消費者ニーズを把握するため、メディ
ア関係者との意見交換会を3回(テーマ:
食品表示、自給率、米国BSEと鳥インフ
ルエンザ)実施した。

双方向、同時的な情報や意見の交換
の一環として、消費者等の情報ニーズを
把握するため、消費者代表と関係者と
の意見交換会を畜産、野菜、砂糖、蚕
糸の各部門で延べ5回実施した。(畜産1
回、野菜2回、砂糖1回、蚕糸1回)
その際、効果的な意見交換や情報

a

a

a

a

			<p>b: 達成度合は、70%以上100%未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p> <p>ご意見・ご要望コーナーの活用のための措置 a: 措置した c: 措置しなかった</p>	<p>ニーズの収集を行うため、野菜と畜産の両部門合同で現地会合を開催した。</p> <p>双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、ホームページの消費者のコーナーに消費者の意見の窓口を設置するとともに、消費者代表との意見交換会やフォーラム等の概要をホームページに掲載し、これにも専用の「消費者の意見の窓口」を設置して広く意見を聞く体制を取った。</p>	a
			<p>フォーラム等の実施 a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>双方向、同時的な情報や意見の交換の一環として、食に関する情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供し、消費者の理解の促進を図るため、食に係るフォーラム等を4回開催した。 (参考)フォーラム等の名称 ・日本の食を考える - in 新潟 - 新潟市 1/30 ・食の安全・安心を考えるフォーラム 神戸市 3/10 ・九州地産地消推進シンポジウム 熊本市 3/11 ・新しい食品安全行政のしくみ 岡崎市 1/20</p>	a
(5) ホームページの活用等により、国民に対す	(5) ホームページの活用等 ホームページ	(6) ホームページの活用等 ホームページの15年度の計画期間内のアクセス件数が、70万件以	(6) ホームページの活用等 ホームページのアクセス件数を140万件(15年度は70万件)以上とす	<p>【事業報告書の記述】 15年10月～16年3月(6ヶ月間)のアクセス実績は、年度計画の目標値「70万</p>	a

<p>る情報提供の充実を図り、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。 〔参考〕平成14年度実績：140万件 (農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。)</p> <p>また、ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。</p>	<p>の活用等による国民に対する情報提供の充実を図るため、次の措置を講じることにより、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。 〔参考〕平成14年度実績：140万件 (農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。)</p> <p>ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。</p> <p>業務紹介等広報の質の向上を図るため、</p>	<p>上となるようにする。</p> <p>上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。</p> <p>イ 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ、業務紹介のパンフレットについてアンケート調査を</p>	<p>る。</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、70%未満であった</p> <p>上記の目的を達成するための措置</p> <p>ア ホームページの活用状況を的確に把握するシステムの開発〔15年度のみ〕</p> <p>a: 開発した</p> <p>c: 開発しなかった</p> <p>イ ホームページの活用状況の集計・分析〔16年度以降の指標〕</p>	<p>件以上〕に対し、実績は1,219千件であった。</p> <p>ホームページの活用状況を的確に把握するため、専門家からの意見聴取した上で、費用に配慮しつつ、解析ソフトと必要な機器を導入した。</p>	<p>a</p>
--	---	---	--	---	----------

<p>ホームページ・パンフレット等のアンケート調査等を実施し、その結果を広報に反映させる仕組みを構築する。</p>	<p>実施するとともに、消費者代表との意見交換会等を活用して、これらについての意見を聴取する。</p>	<p>a: 実施した c: 実施しなかった</p>	<p>広報の質の向上を図るため、広報推進委員会でアンケートの実施方法を検討し、関係業界、消費者を対象にホームページ・パンフレットのアンケート調査を実施した。 (参考) ホームページ回収率 97% 送付数200件 回収率193件 パンフレット回収率 24% 送付数4,050件 回収数954件</p>	<p>a</p>
<p>機構業務の紹介、消費者の要望する情報について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p>	<p>ホームページ活用推進委員会を開催し、機構業務の紹介、消費者の要望する情報(特に、「消費者コーナー」)について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を確実に行う。また、消費者が必要とする情報に消費者がアクセスしやすいよう、ホームページの改善について検討する。</p>	<p>広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果を反映する。 a: 検討し、必要に応じて反映した c: 必要はあったが、反映しなかった</p>	<p>広報の質の向上を図るため、畜産、野菜、砂糖、蚕糸の部門ごとの情報検討委員会(延べ5回)において、業務紹介パンフレット、消費啓発パンフレット、ホームページなどについて意見を聴いた。 アンケート調査結果や情報検討委員会での検討結果を踏まえ、広報推進委員会を6回開催して、ホームページの改善を検討し、以下についてホームページを改善した。 トップページを業界と消費者向けに区分 コンテンツについて新たに「安全・安心」「食育」等のテーマ別にグループ化</p>	<p>a</p>
<p>機構業務の紹介、消費者の要望する情報(特に「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報の更新を行う。</p>	<p>ホームページ活用推進委員会を開催し、機構業務の紹介、消費者の要望する情報(特に、「消費者コーナー」)について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を確実に行う。また、消費者が必要とする情報に消費者がアクセスしやすいよう、ホームページの改善について検討する。</p>	<p>機構業務の紹介、消費者の要望する情報(特に「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報の更新を行った。 (参考) a: 達成度合は、100%以上であった b: 達成度合は、70%以上100%</p>	<p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について「月2回以上」を上回る更新を行った。 (参考) 10月 7回、11月 15回、12月 5回 1月 9回、2月 9回、3月 5回</p>	<p>a</p>

<p>(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>(6) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、マニュアルを作成し迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>(7) 照会事項に対する対応等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、マニュアルを作成し迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>未満であった c: 達成度合は、70%未満であった</p> <hr/> <p>(7) 照会事項に対する対応等 照会対応マニュアルの作成[15年度のみ] a: 作成した c: 作成しなかった</p> <p>情報提供した事項に関する照会については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>a: 達成度合は、90%以上であった b: 達成度合は、50%以上90%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 照会対応マニュアルを策定(平成15年12月26日付け15農畜機第1454号)し、職員に対してその周知徹底を図りつつ、照会に対応した。</p> <p>照会数166件のうち、翌業務日以内の回答数165件であった。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 [略]</p>	<p>第3 [略]</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価結果に基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「事業費及び一般管理費の削減に関する取組」、「収支計画の実績状況」、「余裕金の運用状況」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できること等から、全体とし</p>	

て、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。

2. 3段階評価結果

・中項目の総数: 3

うち

評価Aの中項目数: 3×2 点 = 6点

評価Bの中項目数: 0×1 点 = 0点

評価Cの中項目数: 0×0 点 = 0点

合計 6点 (6 / 6 = 100%)

・評価結果: A

3. 留意事項等

平成15年度(通期)の事業費(BSE関連の補助事業等を除く。)については、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の81%に抑制している。中期目標期間中(4.5年)に平成14年度の9割以下に抑制するという目標は達成しているが、主たる理由として、一つは、BSE発生後急落した肉用子牛の販売価格が早期に回復し、平成15年度には、生産者補給金交付額が減少したことである。二つは、平成15年度は、砂糖の需給が緩和したため、国内てん菜糖企業が国内精製糖企業に販売することの前提である交付申請を遅延させたこと等により、国内産糖交付金交付申請が減少したことである。これらの事業費の削減については、機構の経営努力によって実現したものと相違し、制度の特性からいわば自動的に発生したものと認識する必要がある。なお、今後、こうした理由を事業報告書等において、明示する必要がある。

事業費削減の実現に向けて不断の経営努力を続ける必要があるが、前に指摘したとおり、制度の特性、特に政策実現面から執行される事業費の削減については、機構の経営努力が及ばない場合が多い。従って、例えば、情報収集提供業務を通じて、生産者・製造業者等のコスト削減、リスク対応力の強化

<p>1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。</p>		<p>事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み (支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p> <p>なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p>に資するような努力を期待する。他方、補助事業については、補助事業の早期執行などのサービスの向上と併せ、業務執行規程の整備が図られているとともに、費用対効果分析手法、事前・事後審査、進行管理等が導入されており、安易に助成が拡大しないような措置が講じられている。こうした事業執行を通じ、補助対象者がコスト削減や補助目的の早期実現を果たし、ひいては補助事業費の削減につながるような継続的な努力を期待する。</p> <p>平成15年度(下半期)の一般管理費(退職手当を除く。)については、人事院勧告に準じた役職員給与の見直し(俸給表・手当の引下げ及び期末手当の支給割合の削減)による人件費の削減のほか、農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金との統合に伴う効果としての役員数の削減や本部事務所の統合、さらには地方事務所の移転による賃貸料の削減等もあり、平成14年度比で16%抑制している。</p> <p>指標の総数:1 A 評価aの指標数:1×2点=2点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 財務諸表等を参照のこと。 平成15年度(通期)の事業費(BSE関連の補助事業等を除く。)については、平成14年度(BSE関連の補助事業を除</p>
---	--	--	---

2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

	<p>く。)の81%に抑制した。 11月4日に策定した効率化推進方針に基づき、一般管理費の節減について検討を進め、順次実行に移した。具体的には、人件費について、人事院勧告に準じた俸給表・手当の引き下げ及び期末手当の支給割合の見直し等の措置を講じた。また、物件費について、固定経費に占める割合の大きい事務所の賃貸料を、本部事務所の統合、大阪事務所の移転等を通じて削減した。</p>	
<p>法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p> <p>a: 効果的な資金の配分は十分であった b: 効果的な資金の配分はやや不十分であった c: 効果的な資金の配分は不十分であった</p> <p>経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。</p>	<p>指標の総数:1 評価aの指標数:1×2点=2点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 事業費(BSE関連の補助事業等を除く。)の予算(修正後)を、14年度予算に比べて8%削減した。一般管理費(退職手当を除く。)の予算を、14年度予算に比べて6%削減した。我が国での鳥インフルエンザ及び米国でのBSEの発生という不測の事態に対しては、緊急的事業を機動的・弾力的に実施した。</p>	<p>A</p> <p>a</p>
<p>余裕金の効率的な運用状況 (余裕金の性格からみた資金の運用形態、資金管理)</p> <p>a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった</p>	<p>指標の総数:1 評価aの指標数:1×2点=2点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点</p>	<p>A</p>

				<p>合計 2点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 10月1日に策定した「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下のとおり効率的な運用を行った。 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、原課からの支払計画による余裕金の発生状況等を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 資本金、事業資金の一部等については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況等を把握し、有価</p> <p>a</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第13条第1項(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の借入に至った理由等(当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、機構の自己評価結果を基に機構の評価基準等に沿って、中項目である「国産糖価格調整事業に係る借入」、「生糸販売事業に係る借入金の返済計画と実績の状況野菜関係業務」について評価した結果、全ての項目がA評価で、大項目としてもA評価と判断できることから、全体として、中期計画の達成に向け順調に行われているものと判断した。 なお、中項目である「運営交付金に係る借入」については、運営費交付金の受入の遅延等により資金の不足となる場合がなく、短期借入に至らなかったことから、評価を行わなかった。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数:2 うち</p>

条件での借入
れを図る。

評価Aの中項目数:2×2点=4点
評価Bの中項目数:0×1点=0点
評価Cの中項目数:0×0点=0点
合計 4点 (4/4=100%)
評価結果:A

3. 留意事項等

砂糖勘定は、当期総損失が334億円となっているが、これは、砂糖勘定の主な業務である砂糖価格調整制度における調整金収支が、原則として10月1日～翌年9月30日の期間(砂糖年度)で均衡する仕組みとなっていることによるものであり、機構の事業年度末(3月)で収支をとらえると、国内産糖交付金の支払額が調整金収入を上回ることとなる。

注: 砂糖価格調整制度

国内産のてん菜・さとうきびを原料として砂糖を製造する国内産糖企業に対し、輸入糖などから徴収した調整金と国からの交付金を財源として、国内産糖交付金を交付する。輸入糖などの売買による調整金収入は、毎月ほぼ一定額が収納されるが、国内産糖交付金の交付は原料の収穫時期(10月～4月頃)との関係で製造量のピークである1月～3月に集中し、不足する分は短期借入金で賄うこととしている。

運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金

- a: 借入に至った理由等は適切であった
- b: 借入に至った理由等はやや不適切であった
- c: 借入に至った理由等是不適切であった

【事業報告書の記述】
借入を行わなかった。

-

<p>2 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度402億円とする。</p>	<p>2 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、402億円とする。</p>	<p>国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>a: 借入に至った理由等は適切であった</p> <p>b: 借入に至った理由等はやや不適切であった</p> <p>c: 借入に至った理由等是不適切であった</p>	<p>指標の総数:1 評価aの指標数:1×2点=2点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。 期首借入金残高9,316百万円については、11月までの間に順次償還し、借換借入金を完済した。 15年度の国内産糖交付金の支払資金に不足が発生したため、33,817百万円の借入を行った。当該借入金のうち2,364百万円については調整金収入をもって償還した結果、期末借入金残高は31,453百万円となった。</p>	<p>A</p> <p>a</p>
<p>3 生糸売買事業において、短期借入金の借入をしていることができる限度額は、単年度151億円とする。</p>	<p>3 生糸売買事業において、短期借入金の借入をしていることができる限度額は151億円とする。</p>	<p>生糸売買事業における短期借入金</p> <p>a: 借入に至った理由等は適切であった</p> <p>b: 借入に至った理由等はやや不適切であった</p> <p>c: 借入に至った理由等是不適切であった</p>	<p>指標の総数:1 評価aの指標数:1×2点=2点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 2点 (2/2=100%)</p>	<p>A</p>
<p>4 生糸売買事業において、短期借入金を年度内に償還することができない</p>	<p>4 生糸売買事業において、短期借入金を年度内に償還することができないうで、短期借入金の借換えをすることとなったときは、3にかかわらず当該借換えにかかる金額を限度として</p>	<p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 期中における短期借入金は、限度額の範囲内であった。 短期借入金の償還は、在庫生糸の売渡代金をもって返済することとしているが、期首借入金残高14,457百万円につ</p>	<p>a</p>

<p>で、短期借入金の借換えをすることとなったときは、3にかかわらず当該借換えにかかる金額を限度として当該借入金の金額を増額することができる。</p>	<p>当該借入金の金額を増額することができる。</p>	<p>いて、在庫生系の処分を進めたこと等により473百万円を償還し、償還することができない13,984百万円については借換えを行った。</p>
<p>第5 剰余金の使途</p> <p>人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p>15年度は該当しないため、評価を行わなかった。</p> <p>【事業報告書の記述】 該当なし</p>
<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>中期計画において予定されていないため、評価を行わなかった。</p>

<p>するときは、その計画</p> <p>予定なし</p>	<p>予定なし</p>		
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>1. 大項目の評価結果 順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由) 大項目の3段階評価については、中項目であり、大項目でもある「職員の人事に関する計画」がA評価と判断できることから、中期計画の達成に向けて順調に行われているものと判断した。 なお、中項目である「施設及び設備に関する計画」については、中期計画において予定されていないことから、評価を行わなかった。</p> <p>2. 3段階評価結果 ・中項目の総数: 1 うち 評価Aの中項目数: 1 × 2点 = 2点 評価Bの中項目数: 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数: 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%) ・評価結果: A</p>
<p>1 施設及び設備に関する計画 予定なし</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 予定なし</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 なし</p>	<p>-</p>

<p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>指標の総数:10 評価aの指標数:10×2点=20点 評価bの指標数:0×1点=0点 評価cの指標数:0×0点=0点 合計 20点 (20/20=100%)</p>	<p>A</p>
<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>(1) 職員の人事に関する方針 (指標=職員の適正な配置、部門間の交流等) a: 方針どおり順調に実施された b: 概ね方針どおり順調に実施された c: 方針どおりに実施できなかった</p>		<p>【事業報告書の記述】 業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるため、毎月、退出簿等により各部門の勤務状況を把握・検討した。また、機構設立時に5名の勘定間異動を行った。</p>
<p>(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の95.6%とする。 (参考1) 期初の常勤職員 227人 期末の常勤職員の見込み 217人 (参考2)</p>	<p>(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の100%とする。 (参考1) 期初の常勤職員 227人 期末の常勤職員の見込み 227人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 1,206百万円</p>	<p>(2) 人事に関する指標 (指標=常勤職員数、人件費総額) a: 計画どおり順調に実施された b: 概ね計画どおり順調に実施された c: 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する)</p>	<p>【事業報告書の記述】 期末の常勤職員数は、計画通り227人であった。人事院勧告に準じた俸給表・手当の引き下げ及び期末手当の支給割合の見直し等の措置を講ずることにより、人件費総額は、見込みの1,206百万円に対して、1,130百万円と抑制を図った。</p>	

<p>中期目標期間 中の人件費総 額見込み 10,704百万円</p>				
<p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、以下の研修等を定期的かつ計画的に実施するとともに、業務の専門化・高度化に対応し、職員の部門間の交流等により、補助業務、情報収集提供業務等の類似業務を効率的に実施する。</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、以下の内容を柱とした中期目標期間中の業務運営能力向上プログラムを策定するとともに、同プログラムに即して定期的かつ計画的に研修等を実施する。</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上 業務運営能力向上プログラムの策定[15年度のみ] a: 策定した c: 策定しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員の事務処理能力の向上を図るため、中期目標期間を対象期間とした業務運営能力開発向上基本計画及び研修プログラムメニューを制定(平成16年1月20日付け15農畜機第1799号)した。また、自主的研修の対象範囲を通信教育にまで広げる等の見直しを実施した。</p>	<p>a</p>
<p>ア 生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の向上を図るための研修及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修及び流通・小売段階での研修及び広報・情報技術の</p>	<p>生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るため、食肉の専門家による研修、肉牛農家における肉牛の生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図る研修を行う。</p>	<p>生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術、企業会計及び情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p>	<p>生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得を図るため、)食肉研修(11月20～21日、5名、全国食肉学校))農家現地研修(2月16日～19日、5名、沖縄県) を各1回、合計2回実施した。</p>	<p>a</p>
		<p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>		

<p>研修等を行うとともに、職員と消費者との対話等を行う。</p>	<p>流通・小売段階での研修のための準備を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を行う。</p>	<p>流通・小売段階での研修のための準備 [15年度のみ] a: 準備した c: 準備しなかった</p>	<p>JF(日本フードサービス協会)との打ち合わせの結果、JF及び同協会指定の複数企業において、16年度中にバックヤードや店頭における現場研修等を行うことを確認した。</p>	<p>a</p>
<p>イ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うための準備を行うとともに、自己研鑽しやすい環境を整備する。</p>	<p>流通・小売段階での研修、広報・情報提供技術の研修、職員と消費者の対話等 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p> <p>オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習のための研修 (15年度は「4回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して) a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するため、広報研修(12月24日、38名NTTコミュニケーションズ(株))及びプレゼンテーション研修(1月28日、2月12日の2日間、延べ43名、オフィス・パーソン・トゥ・パーソン)を各1回、合計2回実施した。</p> <p>オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を行うため、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの意義、重要性を認識するための研修、専門知識、高度事務処理技術等の組織内での伝達・実習及び専門知識習得のため、以下のとおり、各1回、合計9回の研修を実施した。)OJT研修(11月13日、60名、産業能率大学))行政実務研修(平成15年度4月～3月、2名、農水省))野菜業務に関する研修(11月13日、60名))野菜と健康の関係に関する研修(11月15日、43名))日本経済に関する研修(12月17</p>	<p>a</p>

		<p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を行う。</p>	<p>自己研鑽をしやすい環境の整備 a: 整備した c: 整備しなかった</p> <p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修 (15年度は「2回」に対して、16年度以降は年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%であった b: 達成度合は、50%以上100%未満であった c: 達成度合は、50%未満であった</p>	<p>日、 50名))統計研修(2月3日～6日、1名))中央畜産技術研修(10月20日～24日の間、1名、農水省))ベジタブルマイスター養成研修(9月22日～11月15日、1名))心理相談専門研修(10月15日～17日、1名)</p> <p>自己研鑽をしやすい環境を整備するため、 希望調書(12月15日配布、1月13日回収)によりニーズを把握するとともに、「独立行政法人農畜産業振興機構研修要領」及び「自主的研修費用の補助の取扱いについて」(平成15年10月1日付15農畜機第625号)を制定し、部長会議において自主的研修を周知徹底した。また、自主的研修の対象範囲を通信教育にまで広げ、新たに4名が受講した。さらに、自主的研修を受けやすい環境を整備するため、ノー残業デーを従前の水曜日に加え、金曜日を増設した。</p> <p>会計事務職員の専門的資質の向上を図るため、以下のとおり、各1回、合計6回の研修を実施した。)会計研修(10月7日～11月21日、1名))協同組合検査職員実務研修(10月21日～22日、10月27日～30日、1名))消費税中央セミナー(11月20日、4名))実践簿記会計講座(12月4日、2名))第22回各政府関係機関等内部監査業務講習会(10月6日～10日、1</p>	<p>a</p> <p>a</p>
--	--	------------------------------------	--	--	-------------------

	<p>ウ 有識者による講演会、有識者との意見交換(改革フォーラム)を計画的に開催する。</p>		<p>有識者による講演会、有識者との意見交換会等(改革フォーラム)の開催(年度計画の回数に対して)</p> <p>a: 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b: 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c: 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>名)</p> <p>業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、「WTO及びFTA交渉の現状と今後について」、「独立行政法人会計基準の検討経緯と監査機能の充実について」及び「危機管理 - これまでの経験を踏まえて - 」をテーマとして、改革フォーラムを3回開催した。</p>	<p>a</p>
--	---	--	--	--	----------

(総合評価)

総合評価結果	備考
<p>1. 総合評価結果 平成15年度(下半期)の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている。(A)</p> <p>(当該評価に至った理由)</p> <p>(1) 農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告書(平成16年6月30日。以下「報告書」という。)を活用して、機構から提出された自己評価シート及び補足資料を基に業務実績を聴取すること等により、中期計画の中項目の3段階評価結果を踏まえつつ、業務実績のうち特に優れた実績をあげた内容や今後の業務運営に考慮すべき点の留意事項等も総合的に勘案して評価を行った。 なお、機構は、平成15年10月に、特殊法人と認可法人が統合して独立行政法人に移行した法人である。機構は、6本の法律に基づき価格安定等の業務を特殊法人及び認可法人の時代から継続して実施しており、国の施策の執行機関としての業務実績を評価するに当たっては、財務内容の改善及び業務運営の効率化が図られたか否かといった観点からの評価が重要である。さらに機構は、特殊法人及び認可法人の時代の場合以上に国民に対して分かり易く適切に財務内容を開示することも重要である。以上の2点も勘案して評価を実施した。</p> <p>(2) この結果、15年度(下半期)の業務実績は、 中期計画で掲げられた中項目の3段階評価については、中項目全てがA評価と判断できること 独法化の趣旨を念頭に、理事長のリーダーシップの下、年度計画の達成のみに拘泥することなく、業務への創意工夫、業務プロセスの重視、15年度計画を上回る実績の達成や新たな業務の実施等への取り組みの努力が随所に見られるなど、積極的に業務を展開したと考えられること から、全体として、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断した。</p> <p>2. 中期計画の中項目の3段階評価結果 ・中項目の総数:17 うち 評価Aの中項目数:17×2点=34点 評価Bの中項目数:0×1点=0点 評価Cの中項目数:0×0点=0点 合計 34点 (34/34=100%) ・評価結果:A</p> <p>3. 留意事項等</p> <p>(1) 15年度計画の推進にあたり、機構独自に年度計画の工程表を作成し、計画の達成に向けての取組事項等を明確にして具体的業務を実施しているなど、業務プロセスを重視した業務を遂行するよう、積極的に取り組んでいる。</p> <p>(2) トップマネジメントについては、工程表の作成や進捗状況の点検等の際、理事長自らが役職員から業務の実施状況等</p>	

を直接聴取する一方、業務の方針等を直接指示するなど、トップの考え方の役職員への伝達と役職員からのフィードバックの把握を適切に行うよう、積極的に取り組んでいる。

- (3) 機構は、農畜産物の価格安定業務や農畜産業振興のための補助事業などを実施しているが、これらの各事業には、生産者・製造業者や消費者に発生することが予想されるリスク(危険)への予防措置、発生したときの回復措置等が組み込まれていると考えられる。従って、発生が予想されるリスクとその回復措置の体系化等を試み、可能な限りリスクへ万全の対応策を講ずることを検討することが重要である。
- (4) 補助業務については、()国の補助事業を補完的に行うもの、()農畜産業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象として、機動的・弾力的に実施することとされている。機構は、事業計画通りに事業が達成されるようにするため、適時に事業実施主体からの進捗状況を聴取し、必要に応じて現地指導を行うなど、業務遂行のプロセスを重視した取組を行うよう努力している。また、山口県で鳥インフルエンザが発生した際には、機構担当者が直ちに現地に出向いて、地元と補助要件の調整を行いつつ事業要綱の制定を行い、事業を早期に執行するなど、機構としての役割を適切に果たしている。
- (5) 情報収集提供業務については、日頃からの米国等の外国政府、内外の民間事業者・団体等との情報収集提供業務に係るネットワーク体制を機構移行後強化したこと等から、海外駐在員事務所(ワシントン)において、米国におけるBSE発生をいち早くキャッチし、農林水産省に通報し、今後の対応策を協議するなど、畜産専門機関としての役割を適切に果たしている。
- また、近年、国民の食の安全・安心への関心が高まる中で発生した鳥インフルエンザや米国のBSEに関連して、東南アジア等13ヶ国を対象に鳥インフルエンザ情報を集中的に収集・提供するとともに、対応策を協議した。また、主要な輸入牛肉の卸売価格を毎週調査・公表しており、国民各層の関心を十分踏まえた業務を迅速かつ適切に行っている。
- さらに、機構における重要な業務の一つである消費者等への情報提供に関連して、新たに、食に関するフォーラム等を立ち上げたほか、人員を補充することなく、既存の「畜産」、「砂糖」、「シルク」の情報誌(月報等)のほかに、これまで季報であった「野菜」の情報誌を月報として創刊することにより4誌の刊行を行う等、創意工夫を活かし、業務に意欲的に取り組んでいる。
- (6) 平成15年度(通期)の事業費(BSE関連の補助事業等を除く。)については、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の81%に抑制している。中期目標期間中(4.5年)に平成14年度の9割以下に抑制するという目標は達成しているが、主たる理由として、一つは、BSE発生後急落した肉用子牛の販売価格の低落が早期に回復し、平成15年度には、生産者補給金交付額が減少したことである。二つは、平成15年度は、砂糖の需給が緩和したため、国内てん菜糖企業が国内精製糖企業に販売することの前提である交付申請を遅延させたこと等により、国内産糖交付金交付申請が減少したことである。これらの事業費の削減については、機構の経営努力によって実現したものと相違し、制度の特性からいわば自動的に発生したものと認識する必要がある。なお、今後、こうした理由を事業報告書等において、明示する必要がある。
- また、事業費削減・実現に向けて不断の経営努力を続ける必要があるが、前に指摘したとおり、制度の特性、特に政策実現面から執行される事業費の削減については、機構の経営努力が及ばない場合が多い。従って、例えば、情報収集提供業務を通じて、生産者・製造業者等のコスト削減、リスク対応力の強化に資するような努力を期待する。他方、補助事業については、補助事業の早期執行サービスの向上と併せ、業務執行規程の整備が図られているとともに、費用対効果分析手法、事前・事後審査、進行管理等が導入されており、安易に助成が拡大しないような措置が講じられている。こうした事業執行を通じ、補助対象者がコスト削減や補助目的の早期実現を果たし、ひいては補助事業費の削減につながるような継続的な努力を期待する。

